

佐久市地域防災計画

(令和6年1月)

新旧対照表

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第1編 総則編）

新		旧		備考欄
第1編 総則		第1編 総則		県の地域防災計画の修正に合わせて修正 (文言の追加)
第3節 防災上重要な機関の処理すべき 事務又は業務の大綱		第3節 防災上重要な機関の処理すべき 事務又は業務の大綱		
3 県		3 県		
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
長野県	(1) 長野県防災会議に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 県域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 (9) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。	長野県	(1) 長野県防災会議に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 県域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 (9) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。	国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正に合わせて修正（災害対策基本法の修正） (文言の修正) P3
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
長野県警察本部 (佐久警察署)	(1) 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 避難指示等に関すること。 (3) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。 (4) 交通規制及び警戒区域の設定に関すること。 (5) 避難路及び緊急輸送路の確保に関すること。 (6) 行方不明者の調査又は遺体の検視に関すること。	長野県警察本部 (佐久警察署)	(1) 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 避難の勧告又は指示に関すること。 (3) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。 (4) 交通規制及び警戒区域の設定に関すること。 (5) 避難路及び緊急輸送路の確保に関すること。 (6) 行方不明者の調査又は死体の検視に関すること。	

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第1編 総則編）

新		旧		備考欄
	(7) 犯罪の予防、取締りその他社会秩序の維持に関する こと。		(7) 犯罪の予防、取締りその他社会秩序の維持に関する こと。	長野地方気象台の修正 をうけて（表現の統一） P4
4 指定地方行政機関		4 指定地方行政機関		
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
東京管区 気象台 （長野地 方気象 台）	<u>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収 集及び発表を行う。</u> <u>(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動によ る地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情 報の発表、伝達及び解説を行う。</u> <u>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努 める。</u> <u>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・ 助言を行う。</u> <u>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努め る。</u>	東京管区 気象台 （長野地 方気象 台）	<u>(1) 気象警報等の発表及び伝達に関すること。</u> <u>(2) 地震情報、東海地震に関する情報、南海トラフ地震臨 時情報等の 通報に関すること。</u> <u>(3) 噴火警報等の発表及び伝達に関すること。</u> <u>(4) 防災知識の普及に関すること。</u> <u>(5) 災害防止のための統計調査に関すること。</u>	
5 自衛隊		5 自衛隊		
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
陸上自衛隊 第 13 普 通科連隊	(1) 被害状況の把握に関すること。 (2) 避難の援助に関すること。 (3) 遭難者等捜索救助に関すること。 (4) 水防活動に関すること。 (5) 消防活動に関すること。 (6) 道路又は水路等の交通路上の障害物の排除に関すること。 (7) 応急医療防疫、病虫害防除等の支援に関すること。 (8) 通信支援に関すること。 (9) 人員及び物資の緊急輸送に関すること。 (10) 炊飯及び給水支援に関すること。 (11) 救援物資の無償貸付又は譲与に関すること。	陸上自衛隊 第 13 普 通科連隊	(1) 被害状況の把握に関すること。 (2) 避難の援助に関すること。 (3) 遭難者等捜索救助に関すること。 (4) 水防活動に関すること。 (5) 消防活動に関すること。 (6) 道路又は水路等の交通路上の障害物の排除に関すること。 (7) 応急医療防疫、病虫害防除等の支援に関すること。 (8) 通信支援に関すること。 (9) 人員及び物資の緊急輸送に関すること。 (10) 炊飯及び給水支援に関すること。	

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第1編 総則編）

新		旧		備考欄
	(12) 交通規制の支援に関すること。 (13) 危険物の保安及び除去に関すること。 (14) <u>避難指示等</u> に関すること。 (警察官がその場にいない場合に限る。)		(11) 救援物資の無償貸付又は譲与に関すること。 (12) 交通規制の支援に関すること。 (13) 危険物の保安及び除去に関すること。 (14) <u>避難の勧告又は指示</u> に関すること。 (警察官がその場にいない場合に限る。)	国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正に合わせて修正（災害対策基本法の修正） P5 県の地域防災計画の修正に合わせて修正（電気通信事業者追加） P5 県の地域防災計画の修正に合わせて修正 長野地方気象台の修正を受けて（表現の統一） P4
6 指定公共機関		6 指定公共機関		
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
<u>東日本電信電話(株)</u>	(1) 公衆電気通信設備の保全に関すること。 (2) 災害非常通話の確保 <u>及び気象通報の伝達</u> に関すること。	<u>東日本電信</u>	(1) 公衆電気通信設備の保全に関すること。 (2) 災害非常通話の確保に関すること。	
<u>(株)NTT ドコモ</u>		<u>電話(株)</u>		
<u>KDDI (株)</u>		<u>(株)エヌ・</u>		
<u>ソフトバンク (株)</u>		<u>ティ・デ</u>		
<u>楽天モバイル (株)</u>		<u>ィ・ドコモ</u>		
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
<u>日本放送協会</u> <u>(長野放送局)</u>	<u>天気予報及び気象警報・注意報その他、災害情報等広報に関すること。</u>	<u>日本放送協会</u> <u>(長野放送局)</u>	<u>気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</u>	
7 指定地方公共機関		7 指定地方公共機関		
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
<u>信越放送(株)</u>	<u>天気予報及び気象警報・注意報その他、災害情報等広報に関すること。</u>	<u>信越放送(株)</u>	<u>気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</u>	
<u>(株)長野放送、</u>		<u>(株)長野放送、</u>		
<u>(株)テレビ信州</u>		<u>(株)テレビ信州</u>		
<u>長野朝日放送(株)</u>		<u>長野朝日放送(株)</u>		
<u>長野エフエム(株)</u>		<u>長野エフエム</u>		
8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者				

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第1編 総則編）

新							旧							備考欄														
機関名		処理すべき事務又は業務の大綱					8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 <table><tr><td colspan="2">機関名</td><td colspan="5">処理すべき事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td colspan="2">佐久ケーブルテレビ(株)</td><td colspan="5">(1) 災害予防の放送に関すること。 (2) 佐久市土砂災害情報相互通報システムから提供される情報の放送に関すること。 (3) <u>天気予報及び気象警報・注意報その他、災害情報等広報に関すること。</u></td></tr></table>							機関名		処理すべき事務又は業務の大綱					佐久ケーブルテレビ(株)		(1) 災害予防の放送に関すること。 (2) 佐久市土砂災害情報相互通報システムから提供される情報の放送に関すること。 (3) <u>天気予報及び気象警報・注意報その他、災害情報等広報に関すること。</u>					県の地域防災計画の修正に合わせて修正 長野地方気象台の修正をうけて（表現の統一） P4
機関名		処理すべき事務又は業務の大綱																										
佐久ケーブルテレビ(株)		(1) 災害予防の放送に関すること。 (2) 佐久市土砂災害情報相互通報システムから提供される情報の放送に関すること。 (3) <u>天気予報及び気象警報・注意報その他、災害情報等広報に関すること。</u>																										

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第1編 総則編）

新									旧									備考欄
(資料：気象庁 HP)																		気象庁より最新の情報を追加 P9
年次 ／ 項目	降 水 量 (mm)			風 (m／ s)			雪 (cm)		年次／ 項目	降 水 量 (mm)			風 (m／ s)			雪 (cm)		
	合計	日最大値	起日	平均風速	最大風速	起日	最深積雪	起日		合計	日最大値	起日	平均風速	最大風速	起日	最深積雪	起日	
平成 23 年	930.5	62.5	5/29	1.4	7.7	9/21	31	2/15	平成 23 年	930.5	62.5	5/29	1.4	7.7	9/21	31	2/15	
平成 24 年	836.0	48.5	9/30	1.4	8.2	4/3	26	3/5	平成 24 年	836.0	48.5	9/30	1.4	8.2	4/3	26	3/5	
平成 25 年	934.5	130.0	9/16	1.5	7.9	9/16	27	2/15	平成 25 年	934.5	130.0	9/16	1.5	7.9	9/16	27	2/15	
平成 26 年	911.5	60.0	10/5	1.4	8.2	12/1	99	2/15	平成 26 年	911.5	60.0	10/5	1.4	8.2	12/1	99	2/15	
平成 27 年	835.5	38.5	9/9	1.4	8.0	12/4	34	2/18	平成 27 年	835.5	38.5	9/9	1.4	8.0	12/4	34	2/18	
<u>平成 28 年</u>	<u>971.0</u>	<u>47.5</u>	<u>8/30</u>	<u>1.3</u>	<u>9.1</u>	<u>4/17</u>	<u>51</u>	<u>2/20</u>	(資料：気象庁 HP)									
<u>平成 29 年</u>	<u>799.0</u>	<u>85.0</u>	<u>10/22</u>	<u>1.4</u>	<u>9.4</u>	<u>10/23</u>	<u>37</u>	<u>1/27</u>										
<u>平成 30 年</u>	<u>858.0</u>	<u>43.5</u>	<u>7/28</u>	<u>1.2</u>	<u>7.6</u>	<u>1/9</u>	<u>16</u>	<u>3/22</u>										
<u>平成 31 年</u> <u>／令和元年</u>	<u>1203.5</u>	<u>303.5</u>	<u>10/12</u>	<u>1.2</u>	<u>8.0</u>	<u>12/14</u>	<u>21</u>	<u>12/23</u>										
<u>令和</u>	<u>1017.0</u>	<u>51.0</u>	<u>6/13</u>	<u>1.2</u>	<u>7.2</u>	<u>3/21</u>	<u>28</u>	<u>3/29</u>										

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第1編 総則編）

新									旧						備考欄
2 年															
令和 3 年	993.0	122.5	8/14	1.3	8.7	1/7	19	1/24							
令和 4 年	941.5	50.5	9/23	1.2	8.3	3/15	32	2/20							
令和 5 年							19	2/10							
(資料：気象庁 HP)															
※降水量、風については【佐久】の観測地点、雪については「軽井沢」の観測地点の値															
2 社会的条件									2 社会的条件						観測地点の追加
(1) 人口									(1) 人口						
国勢調査の人口推移をみると、佐久市の総人口は、平成 27 年では 99,368 人であったが、令和 2 年調査は 98,199 人と率にして 1.2%減少している。									国勢調査の人口推移をみると、佐久市の総人口は、都市基盤の整備等により平成 22 年には 100,552 人となったが、平成 27 年は 99,368 人と率にして 1.2%減少している。						令和 2 年国勢調査の情報
なお、年齢階層別人口比率を見ると、日本の人口推移と同様に少子・高齢化の傾向が見られる。									なお、年齢階層別人口比率を見ると、日本の人口推移と同様に少子・高齢化の傾向が見られる。						報を反映
	年齢区分	平成 17 年 (2005)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	令和 2 年 (2020)					年齢区分	平成 12 年 (2000)	平成 17 年 (2005)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	P9
旧 佐 久 市	総数	68,576	70,204	70,871	71,688				旧 佐 久 市	総数	66,875	68,576	70,204	70,871	
	0～14 歳	10,903 (15.9%)	10,683 (15.2%)	9,954 (14.0%)	9,671 (13.5%)					0～14 歳	11,082 (16.6%)	10,903 (15.9%)	10,683 (15.2%)	9,954 (14.0%)	
	15～64 歳	42,353 (61.8%)	42,825 (61.0%)	41,287 (58.3%)	40,592 (56.6%)					15～64 歳	41,816 (62.5%)	42,353 (61.8%)	42,825 (61.0%)	41,287 (58.3%)	
	65 歳以上	15,319 (22.3%)	16,578 (23.6%)	19,728 (26.4%)	20,115 (28.1)					65 歳以上	13,977 (20.9%)	15,319 (22.3%)	16,578 (23.6%)	19,728 (26.4%)	
	不詳	1 (0.0%)	118 (0.2%)	902 (1.3%)	1,290 (1.8)					不詳	0 (0.0%)	1 (0.0%)	118 (0.2%)	902 (1.3%)	

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第１編 総則編）

新						旧						備考欄
旧 臼 田 町	総 数	15,311	14,578	13,698	<u>12,832</u>	旧 臼 田 町	総 数	<u>15,962</u>	15,311	14,578	13,698	令和２年国勢調査の情 報を反映 P10
	0～14 歳	2,020 (13.2%)	1,754 (12.0%)	1,494 (10.9%)	<u>1,354</u> <u>(10.6%)</u>		0～14 歳	<u>2,326</u> <u>(14.6%)</u>	2,020 (13.2%)	1,754 (12.0%)	1,494 (10.9%)	
	15～64 歳	9,048 (59.1%)	8,321 (57.1%)	7,483 (54.6%)	<u>6,606</u> <u>(51.5%)</u>		15～64 歳	<u>9,682</u> <u>(60.7%)</u>	9,048 (59.1%)	8,321 (57.1%)	7,483 (54.6%)	
	65 歳以上	4,243 (27.7%)	4,483 (30.8%)	4,651 (34.0%)	<u>4,777</u> <u>(37.2%)</u>		65 歳以上	<u>3,954</u> <u>(24.8%)</u>	4,243 (27.7%)	4,483 (30.8%)	4,651 (34.0%)	
	不詳	0 (0.0%)	20 (0.1%)	70 (0.5%)	<u>95</u> <u>(0.5%)</u>		不詳	<u>0 (0.0%)</u>	0 (0.0%)	20 (0.1%)	70 (0.5%)	
旧 浅 科 村	総 数	6,370	6,243	5,971	<u>5,630</u>	旧 浅 科 村	総 数	<u>6,504</u>	6,370	6,243	5,971	
	0～14 歳	910 (14.3%)	818 (13.1%)	731 (12.3%)	<u>648</u> <u>(11.5%)</u>		0～14 歳	<u>1,031</u> <u>(15.9%)</u>	910 (14.3%)	818 (13.1%)	731 (12.3%)	
	15～64 歳	3,765 (59.1%)	3,630 (58.1%)	3,313 (55.5%)	<u>2,921</u> <u>(51.9%)</u>		15～64 歳	<u>3,855</u> <u>(59.3%)</u>	3,765 (59.1%)	3,630 (58.1%)	3,313 (55.5%)	
	65 歳以上	1,695 (26.6%)	1,795 (28.8%)	1,919 (32.1%)	<u>2,034</u> <u>(36.1%)</u>		65 歳以上	<u>1,618</u> <u>(24.9%)</u>	1,695 (26.6%)	1,795 (28.8%)	1,919 (32.1%)	
	不詳			8 (0.1%)	<u>27 (0.5%)</u>		不詳				8 (0.1%)	
旧 望 月 町	総 数	10,205	9,527	8,828	<u>8,096</u>	旧 望 月 町	総 数	<u>10,675</u>	10,205	9,527	8,828	
	0～14 歳	1,331 (13.0%)	1,152 (12.1%)	942 (10.7%)	<u>807</u> <u>(10.0%)</u>		0～14 歳	<u>1,561</u> <u>(14.6%)</u>	1,331 (13.0%)	1,152 (12.1%)	942 (10.7%)	
	15～64 歳	5,715 (56.0%)	5,243 (55.0%)	4,672 (52.9%)	<u>3,996</u> <u>(49.5%)</u>		15～64 歳	<u>6,090</u> <u>(57.0%)</u>	5,715 (56.0%)	5,243 (55.0%)	4,672 (52.9%)	
	65 歳以上	3,159 (31.0%)	3,129 (32.8%)	3,208 (36.3%)	<u>3,244</u> <u>(40.2%)</u>		65 歳以上	<u>3,024</u> <u>(28.3%)</u>	3,159 (31.0%)	3,129 (32.8%)	3,208 (36.3%)	

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第1編 総則編）

新						旧						備考欄
	不詳	0 (0.0%)	3 (0.1%)	6 (0.1%)	<u>22 (0.3%)</u>		不詳	<u>0 (0.0%)</u>	0 (0.0%)	3 (0.1%)	6 (0.1%)	令和2年国勢調査の情報を反映 P10 実態に合わせた修正 (文章・文言の修正)
佐久市	総数	100,462	100,552	99,368	<u>98,199</u>	佐久市	総数	<u>100,016</u>	100,462	100,552	99,368	
	0～14歳	15,164	14,407	13,125	<u>12,480</u>		0～14歳	<u>16,000</u>	15,164	14,407	13,125	
	15～64歳	60,881	60,019	57,392	<u>54,115</u>		15～64歳	<u>61,443</u>	60,881	60,019	57,392	
	65歳以上	24,417	26,126	28,851	<u>30,170</u>		65歳以上	<u>22,573</u>	24,417	26,126	28,851	
							不詳	<u>0 (0.0%)</u>	0 (0.0%)	20 (0.1%)	70 (0.5%)	
(資料：国勢調査)						(資料：国勢調査)						
(2) 世帯数 近年の国勢調査によると、総世帯数は増加している。 一方、 <u>1世帯当たりの人員は2.39人で、前回調査の2.51人から0.12人減少しており、世帯の小規模化が進んでいる。</u> (単位：世帯)						(2) 世帯数 一方、 <u>平均世帯人員は減少しており、世帯の小規模化が進んでいる。</u> (単位：世帯)						
	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	<u>令和2年 (2020)</u>			<u>平成12年 (2000)</u>	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)		
佐久市	35,362	37,032	38,487	<u>39,924</u>		佐久市	<u>33,836</u>	35,362	37,032	38,487		
(4) 交通 ウ バス等 <u>自身で自家用車を運転できない高齢者や障がい者、高校生などの交通手段確保のため、路線バスやデマンドワゴンさくっとを運行し、市民生活の利便性の向上に努めている。</u>						(4) 交通 ウ バス等 <u>モータリゼーションの発達に伴い、年々利用者が減少しているが、高齢者等の交通手段確保のため、市内巡回バス、デマンドタクシー、廃止代替バス等を運行し、市民生活の利便性の向上に努めている。</u>						

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄
第2編 風水害対策編 第2章 災害予防計画 第1節 風水害に強いまちづくり 市は、<u>将来の気候変動の影響等外部環境の変化や</u>、地域の特性に配慮しつつ、交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い郷土を形成し、建築物の安全性の確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。 <u>また、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があることから、あらゆる関係者（国・県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水「流域治水」へ転換し、被害の軽減に努めるものとする。</u> <u>さらに</u>、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。 1 風水害に強い郷土づくり (4) 風水害に強い郷土の形成を図るため、次の事項に配慮しつつ、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進する。 ウ 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する<u>治山施設等</u>の整備を推進する。また、山地災害の発生を防止するため、<u>森林の整備・保全を推進する。</u> 2 風水害に強いまちづくり (1) 風水害に強いまちの形成 ア 市は、土砂災害警戒区域の警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、<u>指定緊急避難場所、指定避難所</u>に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。 エ <u>危険な盛土が確認された場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。</u> オ <u>道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。</u> カ 次の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。 (エ) <u>浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等</u>の公表による、安全な郷土利	第2編 風水害対策編 第2章 災害予防計画 第1節 風水害に強いまちづくり 市は、地域の特性に配慮しつつ、交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い郷土を形成し、建築物の安全性の確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。 <u>また</u>、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。 1 風水害に強い郷土づくり (4) 風水害に強い郷土の形成を図るため、次の事項に配慮しつつ、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進する。 ウ 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する<u>山地治山、地すべり防止</u>の整備を推進する。また、山地災害の発生を防止するため<u>森林の造成を図る。</u> 2 風水害に強いまちづくり (1) 風水害に強いまちの形成 ア 市は、土砂災害警戒区域の警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、<u>避難地</u>に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。 エ <u>新設</u> <u>道路情報ネットワークシステム、</u>道路防災対策等を通じて、信頼性の高い道路網の整備を図る カ 次の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。 (エ) <u>土砂災害危険箇所等</u>の公表による、安全な郷土利用の誘導、風水害時	県の地域防災計画の修正に合わせて修正 (文言の修正) (流域治水へ転換) P71 県の地域防災計画の修正に合わせて修正 (盛土について) (道路情報ネットワークシステム廃止反映) P71

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄
用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進。 (オ) <u>土砂災害警戒区域等</u>における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含めた総合的な土砂災害防止対策の推進。 (カ) 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、<u>指定緊急避難場所、指定避難所</u>、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者関連施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進。 (ク) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における<u>治山</u>施設の整備。 (2) 風水害に対する建築物等の安全性 ア 不特定多数の者が利用する<u>施設</u>、学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。 (3) ライフライン施設等の機能の確保 ア ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、<u>上下水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等</u>の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。 (4) <u>災害応急対策等への備え</u> ア <u>災害時の災害応急対策などを迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、訓練等を通じて、職員及び住民個々の防災力の向上を図るものとする。</u> イ <u>防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点とし、その機能強化に努める。(別記参照)</u> ウ <u>災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、効果的な運用に努めるものとする。</u> エ <u>随意契約の活用による速やかな災害応急対策が実施できるよう、建設業や測量設計業団体との災害協定の締結を推進するものとする。</u> (別記) <u>防災機能を有する道の駅</u>	の避難体制の整備の促進。 (オ) <u>土石流危険渓流箇所、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等</u>における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含めた総合的な土砂災害防止対策の推進。 (カ) 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、<u>避難地</u>、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者関連施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進。 (ク) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における<u>山地治山、防災林造成、地すべり防止</u>施設の整備。 (2) 風水害に対する建築物等の安全性 ア 不特定多数の者が利用する<u>建築物並びに</u>学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。 (3) ライフライン施設等の機能の確保 ア ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、<u>上下水道、ガス等の施設</u>の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。 (4) <u>災害応急対策等への備え</u> (新設)	県の地域防災計画の修正に合わせて修正 (土砂災害危険箇所削除、文言の修正) P72 県の地域防災計画の修正に合わせて修正 (文言の修正) P73 県の地域防災計画の修正に合わせて修正 (応急対策等への備え) P73

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄																							
<table><tr><th rowspan="2">所在地</th><th rowspan="2">道の駅名称</th><th rowspan="2">路線名</th><th rowspan="2">整備 手法</th><th colspan="2">防災機能</th><th rowspan="2">駐車場 面積(mf)</th></tr><tr><th>活動拠点</th><th>ヘリポート</th></tr><tr><td>佐久市伴野7番地1</td><td>ヘルシーテラス佐久南</td><td>(国) 142号</td><td>単独型</td><td>○</td><td></td><td>5,263mf</td></tr><tr><td>佐久市甲2177番地1</td><td>ほっとば〜く・浅科</td><td>(国) 142号</td><td>一体型(県)</td><td>○</td><td></td><td>3,195mf</td></tr></table> 3 地域社会活動の活性化等（住民同士の結びつき） 本市においては、現在ほとんどの世帯が自治会である区に加入し、地域社会活動を行っている。しかし、高速交通網の整備による生活圏の広域化、核家族化や高齢化社会の進展、都市化の進行による社会環境の変化に伴い、近隣扶助の意識の低下が見られ、地域での結びつきが弱まっているため職員、住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。 <u>また、区を中心とした自主防災組織などへ地域の防災体制強化を図るため、</u>本章第28節「防災知識普及計画」、第29節「防災訓練計画」、第31節「自主防災組織等の育成に関する計画」、第33節「ボランティア活動の環境整備」において<u>本節の内容を踏まえた対策を実施する。</u> 第2節 災害発生直前対策 3 災害未然防止活動 <u>(7)物資調達・輸送調整等支援システム等を用いた備蓄状況の確認や、物資輸送訓練の実施による、速やかな物資支援体制の整備</u> 第3節 情報の収集・連絡体制計画 1 情報の収集・連絡体制の整備 (1) 災害時に迅速、正確に災害情報・被害状況等を収集し、把握することができるよう、事前に次の事項について定めておく。 ウ <u>災害発生等状況連絡担当者</u> 災害情報の収集は、各区に<u>災害発生等状況連絡担当者</u>を割り当て、区長等の協力を得て行う。 このため、情報収集の方法、連絡系統、連絡手段について、区長等と事前協議を行う。<u>災害発生等状況連絡担当者</u>は、別途定める。 (ア) 情報の内容と報告順位 <u>災害発生等状況連絡担当者</u>の収集する情報内容と報告の優先順位は、次のとおりとする。 (イ) 報告の方法等 <u>災害発生等状況連絡担当者</u>は、収集した情報をその時点で最も迅速な方法により、総務部危機管理課長（災害対策本部設置後においては、総務部危機管理班長）に報告する。 エ 調査情報の報告先、<u>報告ルート及び目標時間</u>	所在地	道の駅名称	路線名	整備 手法	防災機能		駐車場 面積(mf)	活動拠点	ヘリポート	佐久市伴野7番地1	ヘルシーテラス佐久南	(国) 142号	単独型	○		5,263mf	佐久市甲2177番地1	ほっとば〜く・浅科	(国) 142号	一体型(県)	○		3,195mf	3 地域社会活動の活性化等（住民同士の結びつき） 本市においては、現在ほとんどの世帯が自治会である区に加入し、地域社会活動を行っている。しかし、高速交通網の整備による生活圏の広域化、核家族化や高齢化社会の進展、都市化の進行による社会環境の変化に伴い、近隣扶助の意識の低下が見られ、地域での結びつきが弱まっているため職員、住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。 <u>また、地域組織であるPTA、老人クラブ、スポーツサークル等と連携した地域社会活動の強化、活性化のための行政面からの支援が必要である。</u>本章第28節「防災知識普及計画」、第29節「防災訓練計画」、第31節「自主防災組織等の育成に関する計画」、第33節「ボランティア活動の環境整備」において<u>も以上の課題を踏まえた対策が必要である。</u> 第2節 災害発生直前対策 3 災害未然防止活動 <u>(7)（新設）</u> 第3節 情報の収集・連絡体制計画 1 情報の収集・連絡体制の整備 (1) 災害時に迅速、正確に災害情報・被害状況等を収集し、把握することができるよう、事前に次の事項について定めておく。 ウ 災害情報の収集は、各区に<u>災害通報担当者</u>を割り当て、区長等の協力を得て行う。 このため、情報収集の方法、連絡系統、連絡手段について、区長等と事前協議を行う。<u>災害通報担当者</u>は、別途定める。 (ア) 情報の内容と報告順位 <u>災害通報担当者</u>の収集する情報内容 と報告の優先順位は、次のとおりとする。 (イ) 報告の方法等 <u>災害通報担当者</u>は、収集した情報をその時点で最も迅速な方法により、総務部危機管理課長（災害対策本部設置後においては、総務部危機管理班長）に報告する。 エ 調査情報の報告先<u>及び</u>報告ルート	実態に合わせた変更 （自主防災組織を中心とした防災活動を支援） P73 県の地域防災計画の修正に合わせて修正 P74 （物資調達・輸送調整等支援システムの活用、平時からの物資配備 修正） 実態に合わせた変更 （文言の修正） P74 県の地域防災計画の修正に合わせて修正 （文言の修正） P74
所在地					道の駅名称	路線名		整備 手法	防災機能		駐車場 面積(mf)														
	活動拠点	ヘリポート																							
佐久市伴野7番地1	ヘルシーテラス佐久南	(国) 142号	単独型	○		5,263mf																			
佐久市甲2177番地1	ほっとば〜く・浅科	(国) 142号	一体型(県)	○		3,195mf																			

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄
2 無線設備の現状 (1) 佐久市防災行政無線の概況及び課題（資料 10－1 参照） ア 同報系 <u>市の防災行政無線は、平成 22 年までに市全域に整備、令和元年度までに全域でアナログからデジタル化の移行、令和 3 年度までに防災行政無線システムの 1 本化が完了した。</u> <u>定期的な保守点検・維持管理を行うとともに、整備から 10 年以上が経過しているため、老朽化した設備の更新にあたっては、より確実に防災情報等の伝達が行えるよう設備の機能強化を検討する。</u> イ（削除） <u>イ</u> 水防系 旧佐久市で整備したものをそのまま使用している。 3 情報通信手段の整備 災害時において、電話等情報通信施設は、損壊やふくそう現象により有効手段となり得ない可能性がある。災害対策にとって、情報収集及び伝達は欠かせない前提条件であり、情報通信手段の多ルート化が求められる。このため、高度情報化の進展を見ながら、次の情報通信手段の整備に努める。 (1)（削除） (2) 防災行政無線の設備更新。 (3) 佐久ケーブルテレビ、エフエム佐久平の放送網を活用した防災情報提供システムの<u>拡充</u> 4 情報通信手段の確保 (1)（削除） (2) 佐久ケーブルテレビ、エフエム佐久平の放送網を活用した防災情報の提供 (3) パソコンやスマートフォンといった情報端末の活用 (4) 緊急速報メールやソーシャルメディア、<u>防災アプリケーション</u>などの新しい情報提供ツールの活用 第 4 節 活動体制計画 1 職員の非常参集体制の整備 <u>(5) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験人材の確保等、即応体制の整備を図る。</u>	2 無線設備の現状 (1) 佐久市防災行政無線の概況及び課題（資料 10－1 参照） ア 同報系 <u>平成 22 年度までに全市域に導入されたが、今後は、白田地区（旧白田町整備）の同報無線がアナログのため、デジタル化の検討を行う。</u> <u>イ</u> 移動系 <u>当面、合併前 4 市町村においてそれぞれ保有してきた設備を継続使用し、将来的にはデジタル移動通信システムの導入を図る。</u> <u>ウ</u> 水防系 旧佐久市で整備したものをそのまま使用している。 3 情報通信手段の整備 災害時において、電話等情報通信施設は、損壊やふくそう現象により有効手段となり得ない可能性がある。災害対策にとって、情報収集及び伝達は欠かせない前提条件であり、情報通信手段の多ルート化が求められる。このため、高度情報化の進展を見ながら、次の情報通信手段の整備に努める。 (1) <u>防災行政無線（移動系）の整備充実。</u> (2) 防災行政無線の設備更新。 (3) 佐久ケーブルテレビ、エフエム佐久平の放送網を活用した防災情報提供システムの<u>構築</u> 4 情報通信手段の確保 (1) <u>土砂災害情報相互通報システムの活用</u> (2) 佐久ケーブルテレビ、エフエム佐久平の放送網を活用した防災情報の提供 (3) パソコンやスマートフォンといった情報端末の活用 (4) 緊急速報メールやソーシャルメディアなどの新しい情報提供ツールの活用 第 4 節 活動体制計画 1 職員の非常参集体制の整備 <u>(5) 新設</u>	実態にあわせて修正 （防災行政無線デジタル化完了、移動系廃止） P75 実態にあわせて修正 （土砂災害情報相互通報システムの一般化） （防災アプリ活用） P76 国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正に合わせて修正 P77

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄															
3 防災中枢機能等の確保 本部となる市庁舎の災害に対する安全性の確保及び設備の充実等に努める必要がある。 また、<u>再生可能エネルギー等の</u>代替エネルギーシステムや<u>電気自動車</u>の活用を含めた自家発電設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星<u>通信</u>の整備等非常用通信手段の確保が必要である。 さらに、施設の点検、補強等を実施する他、市庁舎が被災し、その機能が果たせないときを想定し、代替施設の確保を図る。 4 業務継続性の確保 (1) <u>佐久市業務継続計画（BCP）に基づき、非常時優先業務の</u>継続性の確保を図る 第5節 広域相互応援計画 (2) 関係団体等との協定 <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名</th><th>協定締結先</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>大規模災害時に おける応急対策 業務に関する協 定 (資料5-35)</u></td><td><u>長野県建築士会 佐久支部 長野県建築士会 南佐久支部</u></td><td><u>市内の建設業団体等のみでは応急 対応ができない大規模災害時等 に、協会を通じて全県に応援を要 請することができる。</u></td></tr> <tr> <td><u>災害時における 応援協定に関す る協定（資料5 -36）</u></td><td><u>一般財団法人日 本笑顔プロジェ クト</u></td><td><u>災害時、障害物除去等の作業、重 機等の提供及びオペレーターの派 遣を要請することができる。</u></td></tr> <tr> <td><u>災害時における 相互協力に関す る協定 (資料5-37)</u></td><td><u>中部電力パワー グリッド株式会 社上田支社</u></td><td><u>活動拠点への電力供給 電力の復旧活動が円滑に行われる ための連絡体制の確立</u></td></tr> <tr> <td><u>災害時における 相互協力に関す</u></td><td><u>東日本電信電話 株式会社</u></td><td><u>活動拠点への電気通信設備の提供 通信中断時の早期復旧が円滑に</u></td></tr> </tbody> </table>	協定名	協定締結先	備考	<u>大規模災害時に おける応急対策 業務に関する協 定 (資料5-35)</u>	<u>長野県建築士会 佐久支部 長野県建築士会 南佐久支部</u>	<u>市内の建設業団体等のみでは応急 対応ができない大規模災害時等 に、協会を通じて全県に応援を要 請することができる。</u>	<u>災害時における 応援協定に関す る協定（資料5 -36）</u>	<u>一般財団法人日 本笑顔プロジェ クト</u>	<u>災害時、障害物除去等の作業、重 機等の提供及びオペレーターの派 遣を要請することができる。</u>	<u>災害時における 相互協力に関す る協定 (資料5-37)</u>	<u>中部電力パワー グリッド株式会 社上田支社</u>	<u>活動拠点への電力供給 電力の復旧活動が円滑に行われる ための連絡体制の確立</u>	<u>災害時における 相互協力に関す</u>	<u>東日本電信電話 株式会社</u>	<u>活動拠点への電気通信設備の提供 通信中断時の早期復旧が円滑に</u>	3 防災中枢機能等の確保 本部となる市庁舎の災害に対する安全性の確保及び設備の充実等に努める必要がある。 また、代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星<u>携帯電話</u>の整備等非常用通信手段の確保が必要である。 さらに、施設の点検、補強等を実施する他、市庁舎が被災し、その機能が果たせないときを想定し、代替施設の確保を図る。 4 業務継続性の確保 <u>(1) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る</u> 第5節 広域相互応援計画 (2) 関係団体等との協定 <u>(追加)</u>	国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正に合わせて修正 （文言の追加）P77 電気自動車の追加 （市独自） 業務継続計画作成を反映 新たに協定を結んだ団体の追加 P84-1、P84-2
協定名	協定締結先	備考															
<u>大規模災害時に おける応急対策 業務に関する協 定 (資料5-35)</u>	<u>長野県建築士会 佐久支部 長野県建築士会 南佐久支部</u>	<u>市内の建設業団体等のみでは応急 対応ができない大規模災害時等 に、協会を通じて全県に応援を要 請することができる。</u>															
<u>災害時における 応援協定に関す る協定（資料5 -36）</u>	<u>一般財団法人日 本笑顔プロジェ クト</u>	<u>災害時、障害物除去等の作業、重 機等の提供及びオペレーターの派 遣を要請することができる。</u>															
<u>災害時における 相互協力に関す る協定 (資料5-37)</u>	<u>中部電力パワー グリッド株式会 社上田支社</u>	<u>活動拠点への電力供給 電力の復旧活動が円滑に行われる ための連絡体制の確立</u>															
<u>災害時における 相互協力に関す</u>	<u>東日本電信電話 株式会社</u>	<u>活動拠点への電気通信設備の提供 通信中断時の早期復旧が円滑に</u>															

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新			旧	備考欄
<u>る協定</u> (資料5-38) <u>長野支店</u> <u>行われるための連絡体制の確立</u>				
2 相互応援体制の整備 (1) 市は、締結した協定に基づき、応援要請の内容、方法、要請先の担当窓口等を把握・周知し、応援体制の整備を図る。 (2) 協定締結先と合同防災訓練等を実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施ができるよう連携強化に努めるを図るとともに、<u>応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れ体制の整備・促進に努める。</u> (3) <u>佐久市災害時受援計画に基づき、国や他の地方公共団体等からの応援職員等の受入れや、受援担当者の選定、情報共有、応援職員等の執務スペースの確保等、各種調整を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</u> (4) <u>機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。</u> 第2章 災害予防計画 第6節 救助・救急・医療・保健衛生計画 5 消防及び医療機関との連絡体制の整備 (2) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、<u>広域災害・救急医療情報システム（EMIS）</u>の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。 第8節 水防活動計画 4 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の避難誘導訓練等の実施 【第6編資料編】資料1-10に示す浸水想定区域内にある要配慮者<u>利用</u>施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設）の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施をすること。 なお、県の指定する河川（千曲川）は、実施が義務。<u>その他の1級河川（湯川、濁川、滑津川、志賀川、八重久保川、瀬早川、香坂川、霞川、田子川、吉沢川、雨川、谷川、曾原川、馬坂川、抜井川、片貝川、百々川、小宮山川、倉沢川、大沢川、中沢川、宮川、堂ノ入川、布施川、中沢川、須釜川、石突川、鹿曲川、八丁地川、細小路川）</u>は、努力義務とする。 第9節 要配慮者支援計画 近年の高齢化、国際化、都市化等社会構造の変化、核家族化の進展などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害時には、高齢者、障がい者、<u>乳幼児</u>、傷病者、外国籍住民等災害対応能力の弱い、いわゆる「要配慮者」が			2 相互応援体制の整備 (1) 市は、締結した協定に基づき、応援要請の内容、方法、要請先の担当窓口等を把握・周知し、応援体制の整備を図る。 <u>(2) 協定締結先と合同防災訓練を実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施ができるよう連携強化に努める。</u> <u>(新設)</u> 第2章 災害予防計画 第6節 救助・救急・医療・保健衛生計画 5 消防及び医療機関との連絡体制の整備 (2) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、<u>広域災害・救急医療情報システム</u>の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。 第8節 水防活動計画 4 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の避難誘導訓練等の実施 【第6編資料編】資料1-10に示す浸水想定区域内にある要配慮者施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設）の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施をすること。 なお、県の指定する河川（千曲川）は、実施が義務。<u>その他の河川（湯川・志賀川・滑津川）</u>は、努力義務とする。 第9節 要配慮者支援計画 近年の高齢化、国際化、都市化等社会構造の変化、核家族化の進展などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害時<u>発生</u>時には、高齢者、障がい者、<u>児童</u>、傷病者、外国籍住民等災害対応能力の弱い、いわゆる「要配慮者」	県の地域防災計画の修正に合わせて修正 佐久市災害時受援計画の反映 P84-2 県の地域防災計画の修正に合わせて修正 （文言の修正） P86 県の地域防災計画の修正に合わせて修正 （脱字修正、想定最大規模の浸水想定区域が指定された河川を追加）P93 県の地域防災計画の修正に合わせて修正 （文言の修正） P95

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄
被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設、要配慮者関連施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。 1 在宅者対策 (7) 要配慮者の状況把握 市は、要配慮者についてあらかじめ<u>民生児童委員等</u>の協力を得て自主防災組織や行政区等の範囲ごとに、その実態を把握し、<u>特に</u>支援を必要とする<u>避難行動要支援者について</u>名簿を作成する。 イ 避難支援等関係者となる者 消防機関、警察機関、<u>民生児童委員</u>、社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる関係者 (8) <u>個別避難計画の作成</u> 市は、<u>民生児童委員、自主防災組織、福祉専門職、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、作成の同意を得た名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、個別避難計画を作成する。</u> <u>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理を図る。</u> (9) 支援協力体制の整備 市は、保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、<u>警察、ボランティア団体等</u>の<u>避難支援等関係者</u>との連携のもとに、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し</u>、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策<u>や緊急受入れ等、</u>地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。 <u>また、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意のもと、あらかじめ個別避難計画を提供できるものとする。</u> 第12節 避難収容活動計画 大規模な災害発生時における避難者の収容のため、市は事前に、緊急に避難する場所としての避難場所、また、避難所としてある程度の設備が整っている公共施設等、避難先へ向かう避難路等について、発災の際速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、実施計画を定めておく。その際、	被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設、要配慮者関連施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。 1 在宅者対策 (7) 要配慮者の状況把握 市は、要配慮者についてあらかじめ<u>民生・児童委員等</u>の協力を得て自主防災組織や行政区等の範囲ごとに、その実態を把握し、<u>災害時に</u>支援を必要とする避難行動要支援者名簿を作成する。 イ 避難支援等関係者となる者 消防機関、警察機関、<u>民生委員</u>、社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる関係者 (8) <u>要配慮者の態様に配慮した避難支援計画の策定</u> 市は、<u>要配慮者を安全かつ適切に避難誘導するため、浸水被害、土砂災害等に対応し、かつ要配慮者の個々の態様に配慮した避難支援計画を策定するとともに、住民に対し避難場所、避難経路等の周知徹底を図る。</u> <u>なお、避難支援計画の策定に当たっては、地域の支え合いによる支援が発揮できるよう、民生・児童委員、社会福祉協議会、区自治会、自主防災組織、ボランティア団体等と共同で策定するよう努める。</u> (9) <u>避難支援計画等の活用</u> <u>避難支援計画については、市町村防災・福祉担当及び自主防災組織や要配慮者の支援者が常に利用できる状態となるよう努める。</u> (10) 支援協力体制の整備 市は、保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、ボランティア団体等<u>との</u>連携のもとに、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。 第12節 避難収容活動計画 大規模な災害発生時における避難者の収容のため、市は事前に、緊急に避難する場所としての避難場所、また、避難所としてある程度の設備が整っている公共施設等、避難先へ向かう避難路等について、発災の際速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、実施計画を定めておく。その際、	県の地域防災計画の修正に合わせて修正 （<u>個別避難計画の作成の努力義務化</u>） （文言の修正） P95

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄
要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客(以下「帰宅困難者等」という。)には十分配慮する。 <u>また、避難所における感染症対策に加え、備蓄や関係団体との協定締結等により、避難所での衛生、食事、睡眠に関する生活環境の向上を図る。</u> 1 避難場所の確保 <u>(8) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の避難の確保を図るため、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、避難先の確保に努めるものとする。</u> 2 避難所の確保 (3) 避難所の設備及び資機材の配備 避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。 ア 通信機材 イ 放送設備 ウ 照明設備 エ 炊き出しに必要な機材及び燃料 オ 給水用機材 カ 医療資機材 キ 工具類 <u>ク 感染症対策に必要な資機材（パーテーション等）</u> <u>ケ 上記の設備・資機材に必要な電源設備（非常用発電機を含む）</u> 4 避難計画の整備 次の事項に留意して避難計画を整備する。 (1) <u>避難指示</u>を行う判断基準及び伝達方法 (2) <u>高齢者等避難</u>を伝達する判断基準及び伝達方法 (<u>避難指示、高齢者等避難</u>については第3章第13節参照) (4) <u>指定緊急避難場所、指定避難所、避難施設への経路及び誘導方法</u>	要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客(以下「帰宅困難者等」という。)には十分配慮する。 1 避難場所の確保 <u>(8) 新設</u> 2 避難所の確保 (3) 避難所の設備及び資機材の配備 避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。 ア 通信機材 イ 放送設備 ウ 照明設備 <u>(非常用発電機を含む)</u> エ 炊き出しに必要な機材及び燃料 オ 給水用機材 カ 医療資機材 キ 工具類 <u>(新設)</u> 4 避難計画の整備 次の事項に留意して避難計画を整備する。 (1) <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>を行う判断基準及び伝達方法 (2) <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を伝達する判断基準及び伝達方法 (<u>避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始</u>については第3章第13節参照) <u>(4) 避難地、避難施設への経路及び誘導方法</u> <u>(新設)</u>	県の地域防災計画の修正に合わせて修正 (避難所関係) P100 県の地域防災計画の修正に合わせて修正 (<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策</u>) (医療資機材等への電源設備の確保) P101 国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正に合わせて修正 (災害対策基本法の修正) P101

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄
7 帰宅困難者等対策 <u>帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、帰宅困難者等へ必要な情報伝達する体制の整備を図る。</u> <u>また、指定緊急避難場所や避難所に避難した路上生活者については、住民票の有無等に関わらず避難者を受け入れ、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、受け入れを行うものとする。</u> 8 応急仮設住宅対策 <u>(略)</u> 10 在宅避難者等の支援 <u>在宅避難者や親戚宅等避難者は、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に対する遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。</u> <u>住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所内での活動等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努める。</u> <u>また、市の調査では避難先が把握出来ない場合は、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。</u> 第13節 孤立防止対策 1 通信手段の確保 (4) 孤立する可能性のある集落等に対し、衛星<u>通信</u>等の非常時通信手段の確保を図る。 第14節 食料品等の備蓄・調達計画 大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要である。住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後からおおむね3日間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。市は、この間、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。 <u>また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用するなど、円滑に食料の供給が行われるよう、物資の調達体制の整備を図るとともに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段や、災害協定を締結した各種団体等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行う。</u>	7 応急仮設住宅対策 <u>(略)</u> <u>(新設)</u> 第13節 孤立防止対策 1 通信手段の確保 (4) 孤立する可能性のある集落等に対し、衛星<u>携帯電話</u>等の非常時通信手段の確保を図る。 第14節 食料品等の備蓄・調達計画 大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要である。住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後からおおむね3日間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。市は、この間、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施し、円滑に食料の供給が行われるよう、<u>物資の備蓄並びに調達体制の整備を図っていく。</u>	県の地域防災計画の修正に合わせて修正 (帰宅困難者) P103 県の地域防災計画の修正に合わせて修正 (在宅避難者) P105 県の地域防災計画の修正に合わせて修正 (文言の修正) P106 県の地域防災計画の修正に合わせて修正 (物資調達支援システムの活用) P106

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄
1 食料品等の備蓄・調達体制の整備 (1)人口の5%の2食分の食料（約 <u>9,820</u> 食）を目標とし、地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、又は調理が容易な食品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新する。（資料6－1参照） 第19節 災害広報計画 1 広報手段の整備 (1) 現在、本市で対応可能な手段は次のとおりである。 <u>（削除）</u> 3 広報窓口等の整備 (1) 被災者への情報提供 <u>エ （削除）</u> 第20節 土砂災害等の災害予防計画 1 土砂災害に関する共通対策 土砂災害から人命を守るため、<u>県と連携し、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事を強力に推進するとともに、次のとおり警戒避難体制の整備を実施する。</u> <u>(1) 土砂災害警戒区域</u>の位置、地形、地質等に関する情報提供（防災マップ等の作成・配布） <u>(2) 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。</u> <u>(3) (株)エフエム佐久平、佐久ケーブルテレビ(株)、ソーシャルネットワークサービス及び、防災アプリなど、災害時における情報伝達手段の多様化を図る。</u> 5 急傾斜地崩壊防止対策 (2) 防災対策 イ がけ崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な<u>高齢者等避難又は避難指示</u>を行えるような基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。 7 土砂災害警戒区域の対策 (1) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。 ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制<u>を踏まえた安全確保の推進</u>	1 食料品等の備蓄・調達体制の整備 (1)人口の5%の2食分の食料（約 <u>9,936</u> 食）を目標とし、地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、又は調理が容易な食品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新する。（資料6－1参照） 第19節 災害広報計画 (1) 現在、本市で対応可能な手段は次のとおりである。 <u>カ 土砂災害情報相互通報システムによる広報</u> 3 広報窓口等の整備 (1) 被災者への情報提供 <u>エ 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び大規模災害ラジオ放送協議会と体制の整備・確認を行う。</u> 第20節 土砂災害等の災害予防計画 1 土砂災害情報相互通報システムの充実（共通対策） 土砂災害から人命を守るため、<u>県の協力を得て、土砂災害に関する情報について市と住民との間の相互通報システムの整備を図る。</u> (1) 土砂災害<u>危険区域</u>の位置、地形、地質等に関する情報提供（防災マップ等の作成・配布） (2) <u>土砂災害に関する情報を住民から受ける通報システムの整備</u> <u>要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。</u> (3) <u>県河川砂防情報ステーションの活用など、県から伝達される土砂災害をもたらす雨量等の情報を住民に伝達するための通報システムの整備</u> (4) <u>災害時における運用として、(株)エフエム佐久平、佐久ケーブルテレビ(株)による災害情報を提供する。</u> 5 急傾斜地崩壊防止対策 (2) 防災対策 イ がけ崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難<u>勧告又は指示</u>を行えるような基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。 7 土砂災害警戒区域の対策 (1) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。 ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制	令和2年度国勢調査の人口を反映 P108 県の地域防災計画の修正に合わせて修正 実態に合わせた修正 （土砂災害相互通報システムの一般化）P108 長野県大規模災害ラジオ放送協議会の解散に伴う修正 P118 県の地域防災計画に合わせた変更 実態に合わせた修正 （土砂災害相互通報システムの一般化） 国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正に合わせて修正（災害対策基本法の修正） P120、121 県の地域防災計画の修正に合わせて修正 （文言の追加） （土砂災害警戒情報等

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄
(3) <u>(株)エフエム佐久平、佐久ケーブルテレビ(株)、ソーシャルネットワークサービス及び、防災アプリなどにより土砂災害に関する情報及び気象警報等を住民への情報伝達を行う。</u> 第25節 ため池災害予防計画 大雨等により、市内のため池（資料2－3参照）が決壊した場合、下流の農地・人家・公共施設等にも少なからず被害が及ぶおそれがある。 このため、<u>定期的な点検等による現状把握、必要に応じて補強工事等を実施し被害発生を未然に防止するとともに、ため池ハザードマップの作成及び公表によって、防災情報を住民に周知する。</u> 第26節 農林水産物災害予防計画 1 農産物災害予防計画 農業<u>農村支援</u>センター、<u>農業協同組合</u>等と連携し、農業者等に対し次の予防技術等について周知徹底を図る。 第28節 防災知識普及計画 1 住民・自主防災組織・企業等に対する防災知識の普及活動 災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対してはどのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。 <u>各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動、防災マップの作成・配布がなされているが、マイ・タイムライン（台風の接近等によって、風水害が起こる可能性があるときに、住民一人ひとりの生活環境等に合わせて、「いつ」「何をするか」を時系列で整理した自分自身の防災行動計画をいう。）の普及等、より実践的な活動が必要である。</u> また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。 第30節 災害復旧・復興への備え 災害廃棄物の<u>処理を円滑かつ迅速に行うため</u>、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制<u>整備及び充実</u>に努める。 また、災害発生後、円滑で迅速な<u>復旧・復興</u>活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。 1 災害廃棄物の発生への対応 (2) 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の<u>整備</u>に努める。	(3) <u>(新設)</u> 第25節 ため池災害予防計画 大雨等により、市内のため池（資料2－3参照）が決壊した場合、下流の農地・人家・公共施設等にも少なからず被害が及ぶおそれがある。 <u>このため、被害発生を未然に防止するために、定期的な点検等により、現状を把握するとともに、必要に応じて補強工事等を実施する。</u> 第26節 農林水産物災害予防計画 1 農産物災害予防計画 農業<u>改良普及</u>センター、<u>農協</u>等と連携し、農業者等に対し次の予防技術等について周知徹底を図る。 第28節 防災知識普及計画 1 住民・自主防災組織・企業等に対する防災知識の普及活動 災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対してはどのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。 <u>(新設)</u> また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。 第30節 災害復旧・復興への備え 災害廃棄物の<u>発生を抑制するため</u>、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の<u>充実</u>に努める。 また、災害発生後、円滑で迅速な復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。 1 災害廃棄物の発生への対応 (2) 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の<u>充実</u>に努める。	の伝達手段の設定) ため池ハザードマップ作成を反映 P129 県の地域防災計画の修正に合わせて修正（組織改正）（文言の修正） P130 県の地域防災計画の修正に合わせて修正（マイタイムラインについて明記） P135 県の地域防災計画の修正に合わせて修正（文言の修正） P163

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新					旧					備考欄
第33節 ボランティア活動の環境整備 大規模災害発生時において、自発的に応援活動を行うボランティア、 <u>NPO・NGO及び企業等（以下「ボランティア関係団体」という。）</u> の存在が発災直後から復旧過程において非常に大きな役割を果たすことになる。このため、ボランティアの受入体制を整え、ボランティア活動が円滑に行われるように支援するとともに、ボランティアの育成に努める。					第33節 ボランティア活動の環境整備 大規模災害発生時において、自発的に応援活動を行うボランティアの存在が発災直後から復旧過程において非常に大きな役割を果たすことになる。このため、ボランティアの受入体制を整え、ボランティア活動が円滑に行われるように支援するとともに、ボランティアの育成に努める。					県の地域防災計画の修正に合わせて修正（ <u>ボランティア団体・中間支援団体について</u> ） （文言の追加） P168
1 ボランティア活動の現状 本市におけるボランティア活動の現状は、佐久市社会福祉協議会本所、臼田支所、浅科支所、望月支所の各ボランティアセンターが連携をとりながら、各種団体・個人が独自の活動を行っている。 <u>令和5年10月現在、センターへの登録状況の合計は、78団体、個人21名で、総数は2,121名である。</u>					1 ボランティア活動の現状 本市におけるボランティア活動の現状は、佐久市社会福祉協議会本所、臼田支所、浅科支所、望月支所の各ボランティアセンターが連携をとりながら、各種団体・個人が独自の活動を行っている。 <u>令和元年4月現在、センターへの登録状況の合計は、120団体、個人400名で、総数は8,431名である。なお、全市対象のボランティア連絡協議会の組織は現在ない。</u>					実態に合わせた反映 （佐久市社協に確認） P168
2 活動拠点 <u>災害</u> ボランティアセンターは、佐久市社会福祉協議会本所、佐久市福祉総合センター、佐久市臼田総合福祉センターあいとぴあ臼田、佐久市浅科保健センター、佐久市社会福祉協議会望月支所内にあり、活動を行っている。災害時は、佐久市福祉総合センターを活動拠点とし、他の施設と連絡調整を図りながら受入体制等の整備を図る。					2 活動拠点 ボランティアセンターは、佐久市社会福祉協議会本所、佐久市福祉総合センター、佐久市臼田総合福祉センターあいとぴあ臼田、佐久市浅科保健センター、佐久市社会福祉協議会望月支所内にあり、活動を行っている。災害時は、佐久市福祉総合センターを活動拠点とし、他の施設と連絡調整を図りながら受入体制等の整備を図る。					県の地域防災計画の修正に合わせて修正（文言の修正）P169
4 ボランティア団体間の連携 (2) 連絡協議会の設置 市は、ボランティア <u>関係団体、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や且つ移動調整を行う組織）と連携し、ボランティア団体相互間</u> の連携を深めるため、連絡協議会の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。					4 ボランティア団体間の連携 (2) 連絡協議会の設置 市は、ボランティア <u>グループ団体相互間</u> の連携を深めるため、連絡協議会の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。					県の地域防災計画の修正に合わせて修正（ <u>ボランティア団体・中間支援団体について</u> ） P170
5 ボランティアコーディネーターの養成 災害時における <u>被災者</u> のボランティアへのニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。市は、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等関係機関の指導と協力のもと、HUGなどを活用し本市におけるボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。					5 ボランティアコーディネーターの養成 災害時におけるボランティアへのニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。市は、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等関係機関の指導と協力のもと、HUGなどを活用し本市におけるボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。					
第3章 災害応急対策計画 第1節 非常参集職員の活動 1 活動体制 災害応急対策に対処するため、状況下に応じ以下の活動体制をとる。					第3章 災害応急対策計画 第1節 非常参集職員の活動 1 活動体制 災害応急対策に対処するため、状況下に応じ以下の活動体制をとる。					実態に合わせた変更 （ <u>非常参集活動内容の</u>
活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準	災害対策本部設置	活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準	災害対策本部設置	

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新					旧					備考欄
警戒 一次 体制	○総務部、 <u>企画部、経済部、建設部職員</u> 及び支所総務税務係職員により、情報収集・伝達を行う。 ○総務部長が必要と認めた場合、部内職員及び支所総務税務係職員による増員を行う。	右の基準に該当したときから、警戒等が解除されたとき、又は総務部長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。	○大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報が発表されたとき。 ○台風接近時における大雨注意報又は強風注意報が発表されたとき。 ○大雨、洪水、大雪、強風、風雪、雷注意報が発表され、災害発生のおそれのあるときに総務部長が必要と認めたとき ○気象庁の事前情報により、24時間降水量が150ミリ程度見込まれるとき。	市長が必要と認めたとき、警戒本部を設置	警戒 一次 体制	○総務部職員及び支所総務税務係職員により、情報収集・伝達を行う。 ○総務部長が必要と認めた場合、部内職員及び支所総務税務係職員による増員を行う。	右の基準に該当したときから、警戒等が解除されたとき、又は総務部長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。	○大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報が発表されたとき。 ○台風接近時における大雨注意報又は強風注意報が発表されたとき。 ○大雨、洪水、大雪、強風、風雪、雷注意報が発表され、災害発生のおそれのあるときに総務部長が必要と認めたとき ○気象庁の事前情報により、24時間降水量が150ミリ程度見込まれるとき。	市長が必要と認めたとき、警戒本部を設置	見直し）P252～ ・ <u>活動内容に避難指示、避難所開設の準備を追記</u>
	○災害発生前の体制で、各部局連絡網の確認、情報収集等を行う。 <u>○警戒レベル3高齢者等避難が発令できる体制をとる。</u> <u>○警戒レベル4避難指示が発令できる体制をとる。</u> <u>○避難所等を開設・運営できる体制をとる。</u> ○災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行いうる体制とする。	右の基準に該当したときから、警戒等が解除されたとき、又は市長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。	<u>○土砂災害警戒情報が発表されたとき。</u> <u>○記録的短時間大雨情報が発表されたとき。</u> <u>○台風接近時における大雨警報又は暴風警報が発表されたとき。</u> <u>○台風が、あらかじめ県内に接近又は通過すると見込まれるとき。</u> ○警戒一次体制の状況下で市長が必要と認めたとき。 ○国土交通大臣又は県知事が水防警報を発表したとき。 ○土砂災害警戒情報が発表されたとき。 <u>○河川の水位が氾濫注意水位（レベル2）に達したとき。</u> ○気象庁の事前情報により、24時間降水量が200	市長が必要と認めたとき設置		○災害発生前の体制で、各部局連絡網の確認、情報収集等を行う。 ○災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行いうる体制とする。 ○各部局が所管する危険箇所等のパトロールを行う。 ○状況により、緊急部長会議を招集する。	右の基準に該当したときから、警戒等が解除されたとき、又は市長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。	○警戒一次体制の状況下で市長が必要と認めたとき。 ○国土交通大臣又は県知事が水防警報を発表したとき。 <u>○土砂災害警戒情報が発表されたとき。</u> <u>○河川の水位が避難判断水位（レベル3）に達したとき。</u> ○気象庁の事前情報により、24時間降水量が200ミリ程度見込まれるとき。 <u>○台風が、あらかじめ県内に接近又は通過すると見込まれるとき。</u>	市長が必要と認めたとき設置	

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新					旧					備考欄
	○各部局が所管する危険箇所等のパトロールを行う。 ○状況により、緊急部長会議を招集する。		ミリ程度見込まれるとき。							
非常体制	<u>○避難所等を運営及び増設できる体制をとる。</u> ○災害発生直前又は発生後の体制で、警戒二次体制を強化し、情報の収集を行い、応急活動の準備を整える。 ○事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置し、情報収集、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に実施できる体制とする。	右の基準に該当したときから、警報等が解除されたとき、又は市長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。	<u>○災害対策本部が設置されたとき。</u> ○大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報が発表されたとき。 <u>○顕著な大雨に関する気象情報が発表されたとき。</u> ○次の状況下で、市長が必要と認めたとき。 ・局地的な災害が発生したとき。 ・大規模な災害が発生するおそれのあるとき。 ○土砂災害警戒情報が発表され、さらに災害が発生するおそれのあるとき。 ○河川の水位が氾濫危険水位（レベル4）に達したとき。 ○気象庁の事前情報により、24時間降水量が250ミリ程度見込まれるとき。 ○令和元年東日本台風（台風第19号）と同程度	自動的に設置	非常体制	<u>（新設）</u> ○災害発生直前又は発生後の体制で、警戒二次体制を強化し、情報の収集を行い、応急活動の準備を整える。 ○事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置し、情報収集、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に実施できる体制とする。	右の基準に該当したときから、警報等が解除されたとき、又は市長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。	○大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報が発表されたとき。 ○次の状況下で、市長が必要と認めたとき。 ・局地的な災害が発生したとき。 ・大規模な災害が発生するおそれのあるとき。 ○土砂災害警戒情報が発表され、さらに災害が発生するおそれのあるとき。 ○河川の水位が氾濫危険水位（レベル4）に達したとき。 ○気象庁の事前情報により、24時間降水量が250ミリ程度見込まれるとき。 ○令和元年東日本台風（台風第19号）と同程度の災害が発生又は発生するおそれのあるとき。	自動的に設置	

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新							旧							備考欄
				度の災害が発生又は発生するおそれのあるとき。										
緊急体制（全体）		○市の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、各所属職員全員を配備する。 ○事態の推移により必要な人員による体制を構築する。		右の基準に該当したときから、市長が配備の必要がないと認めたととき及び他の体制に移行したときまで。			○大規模な災害が発生した場合、市全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたととき。 ○気象庁の事前情報により、24時間降水量が300ミリ程度見込まれるとき。			自動的に設置				
3 職員の参集														実態に合わせた変更 (<u>避難情報を発信する場合の招集体制の新設</u>) (組織体制の変更)
(1) 動員配備人員の一般的基準														
部・課等		警戒一次体制		警戒二次体制			非常体制		緊急体制（全体）					
<u>活動の種類</u>		<u>情報収集</u>		<u>情報収集</u>			<u>避難情報を発信する場合</u>		<u>災害対策本部設置</u>		<u>災害対策本部設置</u>			
総務部	危機管理課	2	4	全職員			全職員		全職員					
	総務課	0	2	<u>4</u>			全職員		全職員					
	秘書課	0	1	<u>1</u>			全職員		全職員					
	財政課	0	2	<u>3</u>			全職員		全職員					
	税務課	0	0	<u>3</u>			全職員		全職員					
	収税課	0	0	<u>3</u>			全職員		全職員					
	臼田支所	1	2	<u>5</u>			全職員		全職員					
	浅科支所	1	2	<u>2</u>			全職員		全職員					
	望月支所	1	2	<u>14</u>			全職員		全職員					
3 職員の参集														
(1) 動員配備人員の一般的基準														
部・課等		警戒一次体制			警戒二次体制		非常体制		緊急体制（全体）					
総務部	危機管理課	2	4	全職員			全職員		全職員					
	総務課	0	2				全職員		全職員					
	秘書課	0	1				全職員		全職員					
	財政課	0	2				全職員		全職員					
	税務課	0	0				全職員		全職員					
	収税課	0	0				全職員		全職員					
	臼田支所	1	2				全職員		全職員					
	浅科支所	1	2				全職員		全職員					
	望月支所	1	2				全職員		全職員					

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新							旧						備考欄
	選挙管理委員会・監査委員事務局	0	0	<u>2</u>	全職員	全職員		選挙管理委員会・監査委員事務局	0	0	全職員	全職員	
企画部	企画課	0	<u>2</u>	<u>2</u>	9	全職員	企画部	企画課	0	2	9	全職員	
	広報広聴課	1		<u>2</u>	4	全職員		広報広聴課	1		4	全職員	
	情報政策課	0		<u>2</u>	5	全職員		情報政策課	0		5	全職員	
	契約課	0		<u>2</u>	4	全職員		契約課	0		4	全職員	
	移住交流推進課	0		<u>2</u>	5	全職員		移住交流推進課	0		5	全職員	
市民健康部	市民課	0	<u>1</u>	<u>3</u>	9（出張所含む）	全職員	市民健康部	市民課	0	<u>2</u>	9（出張所含む）	全職員	
	人権同和課	0			3	全職員		人権同和課	0		3	全職員	
	<u>国保医療課</u>	0			<u>6</u>	全職員		<u>健康づくり推進課</u>	0	<u>2</u>	<u>7</u>	全職員	
	<u>健康づくり推進課</u>	0	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>7</u>	全職員		<u>国保医療課</u>	0		<u>6</u>	全職員	
環境部	環境政策課	0	2	<u>3</u>	7	全職員	環境部	環境政策課	0	2	7	全職員	
	生活環境課	0			6	全職員		生活環境課	0		6	全職員	
	下水道課	0	2	<u>5</u>	全職員	全職員		下水道課	0	2	全職員	全職員	
	<u>新クリーンセンター整備推進室</u>	<u>0</u>	<u>0</u>		<u>4</u>	<u>全職員</u>		<u>新クリーンセンター整備推進室</u>	0	0	4	全職員	
福祉部	福祉課	0	2	<u>1 8</u>	全職員	全職員	福祉部	福祉課	0	2	全職員	全職員	
	子育て支援課	0		<u>8</u>	7	全職員		子育て支援課	0		7	全職員	
	保育所	0		<u>0</u>	園長	全職員		保育所	0		園長	全職員	
	高齢者福祉課	0		<u>1 7</u>	5	全職員		高齢者福祉課	0		5	全職員	
	臼田学園	施設職員配置基準による				全職員		臼田学園	施設職員配置基準による				全職員
経済部	農政課	1	2	<u>全職員</u>	全職員	全職員	経済部	農政課	1	2	全職員	全職員	
	耕地林務課		2	<u>全職員</u>	全職員	全職員		耕地林務課		2	全職員	全職員	
	商工振興課	0	2	<u>全職員</u>	全職員	全職員		商工振興課	0	2	全職員	全職員	
	観光課	0		<u>全職員</u>	全職員	全職員		観光課	0		全職員	全職員	
	農業委員会	0	0	<u>全職員</u>	全職員	全職員		農業委員会事務局	0	0	全職員	全職員	

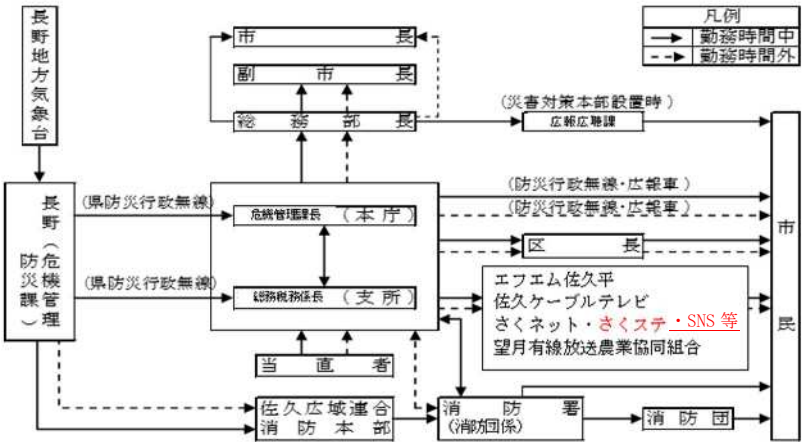
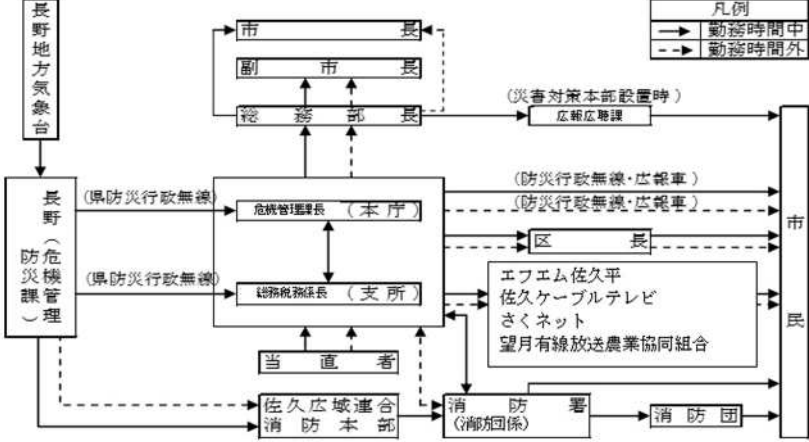
佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新							旧						備考欄	
	事務局						建設部	土木課	1	6	全職員	全職員	都市開発室の廃止 (R6 年度予定に伴う。)	
建設部	土木課	1	5	5	全職員	全職員		道路建設課	0		全職員	全職員		
	道路建設課	0			全職員	全職員		都市計画課	0		全職員	全職員		
	都市計画課	0			全職員	全職員		都市開発室	0		全職員	全職員		
	都市開発室	0			全職員	全職員		公園緑地課	0		全職員	全職員		
	公園緑地課	0			全職員	全職員		建築住宅課	0		全職員	全職員		
	建築住宅課	0			全職員	全職員		会計局	会計課	0	1	4		全職員
会計局	会計課	0	1	1	4	全職員	学 校 教育部	学校教育課	0	2	全職員	全職員		
学校教育部	学校教育課	0	2	4	全職員	全職員		教育施設課	0		全職員	全職員		
	教育施設課	0			全職員	全職員		学校給食課	0		7	全職員		
	学校給食課	0			7	全職員		小中学校	学校職員配置基準による		全職員			
	社会教育部	生涯学習課	0	2	3	5	全職員	社 会 教育部	生涯学習課	0	2	5		全職員
文化振興課		0	4		13	全職員	文化振興課		0	13		全職員		
スポーツ課		0	2		5	全職員	体育課		0	5		全職員		
中央図書館		0	2		5	全職員	中央公民館		0	7		全職員		
近代美術館		0	1		2	全職員	中央図書館		0	5		全職員		
議会事務局		0	1	1	3	全職員	議会事務局		1	1		全職員		
浅間総合病院	浅間総合病院	0	1	1	浅間総合病院職員配置基準による		浅間総合病院	浅間総合病院	0	1	浅間総合病院職員配置基準による			
4 佐久市災害対策本部の設置 市長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、必要と認めるときは、災害対策基本法第 23 条の 2 規定により、佐久市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。 (1) 災害対策本部の位置 災害対策本部は、原則として市役所本庁舎（4F 特別会議室、8 階大会議室）に置く。 また、市役所本庁舎が被災したときは、市長が指定した公共施設に置く。 (3) 設置及び閉鎖の通知							4 佐久市災害対策本部の設置 市長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、必要と認めるときは、災害対策基本法第 23 条規定により、佐久市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。 (1) 災害対策本部の位置 災害対策本部は、原則として市役所本庁舎市民ホールに置く。ただし、警戒配備等でその必要がないときは、4 階総務部に置くことができるものとする。また、市役所が被災したときは、市長が指定した公共施設に置く。 (3) 設置及び閉鎖の通知							実態に合わせた変更 （総合防災訓練等の反映）

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄																																
「本部の設置及び閉鎖の通知および公表の方法等」表中 広報<u>広聴</u>班 4 住民の避難誘導対策 風水害により、住民の生命、身体に危険が生ずるおそれのある場合には、必要に応じて、<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令により、適切な避難誘導を実施し災害に備える。</u>（具体的な活動については、本章第13 節「避難収容及び情報提供活動」を参照のこと。） 6 防災中枢機能等の確保 （ア） 本庁 a 自家発電設備の容量 <table><tr><td>発電電力</td><td>燃料種別</td><td>燃料容量</td><td>連続稼働時間</td></tr><tr><td>104kVA</td><td><u>重油</u></td><td>3,000 リットル</td><td>72 時間</td></tr></table> <u>（削除）</u> <u>（イ）</u>望月支所（駒の里地域ふれあいセンターと共用） （略） 第3章 災害応急対策計画 第2節 災害直前活動 2 警報等の住民に対する伝達活動	発電電力	燃料種別	燃料容量	連続稼働時間	104kVA	<u>重油</u>	3,000 リットル	72 時間	「本部の設置及び閉鎖の通知および公表の方法等」表中 広報<u>情報</u>班 4 住民の避難誘導対策 風水害により、住民の生命、身体に危険が生ずるおそれのある場合には、必要に応じて、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、緊急安により、適切な避難誘導を実施し災害に備える。</u>（具体的な活動については、本章第13 節「避難収容及び情報提供活動」を参照のこと。） 6 防災中枢機能等の確保 （ア） 本庁 a 自家発電設備の容量 <table><tr><td>発電電力</td><td>燃料種別</td><td>燃料容量</td><td>連続稼働時間</td></tr><tr><td>104kVA</td><td><u>軽油</u></td><td>3,000 リットル</td><td>72 時間</td></tr></table> <u>（イ） 臼田支所</u> a 自家発電設備の容量 <table><tr><td><u>発電電力</u></td><td><u>燃料種別</u></td><td><u>燃料容量</u></td><td><u>連続稼働時間</u></td></tr><tr><td></td><td><u>ガソリン</u></td><td><u>17 リットル</u></td><td><u>5 時間</u></td></tr></table> b 自家発電設備により使用できる機器 （a） <u>1 階事務室（総務税務係）</u> （b） <u>2 階大会議室の一部</u> <u>（ウ） 浅科支所</u> a 自家発電設備の容量 <table><tr><td><u>発電電力</u></td><td><u>燃料種別</u></td><td><u>燃料容量</u></td><td><u>連続稼働時間</u></td></tr><tr><td><u>18kVA</u></td><td><u>軽 油</u></td><td><u>65 リットル</u></td><td><u>13 時間</u></td></tr></table> b 自家発電設備により使用できる機器 （a） <u>庁舎電灯</u> <u>（エ）</u> 望月支所（駒の里地域ふれあいセンターと共用） （略） 第3章 災害応急対策計画 第2節 災害直前活動 2 警報等の住民に対する伝達活動	発電電力	燃料種別	燃料容量	連続稼働時間	104kVA	<u>軽油</u>	3,000 リットル	72 時間	<u>発電電力</u>	<u>燃料種別</u>	<u>燃料容量</u>	<u>連続稼働時間</u>		<u>ガソリン</u>	<u>17 リットル</u>	<u>5 時間</u>	<u>発電電力</u>	<u>燃料種別</u>	<u>燃料容量</u>	<u>連続稼働時間</u>	<u>18kVA</u>	<u>軽 油</u>	<u>65 リットル</u>	<u>13 時間</u>	国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正に合わせて修正（災害対策基本法の修正） 実態に合わせた修正 （支所移転による発電施設の廃止） P272
発電電力	燃料種別	燃料容量	連続稼働時間																															
104kVA	<u>重油</u>	3,000 リットル	72 時間																															
発電電力	燃料種別	燃料容量	連続稼働時間																															
104kVA	<u>軽油</u>	3,000 リットル	72 時間																															
<u>発電電力</u>	<u>燃料種別</u>	<u>燃料容量</u>	<u>連続稼働時間</u>																															
	<u>ガソリン</u>	<u>17 リットル</u>	<u>5 時間</u>																															
<u>発電電力</u>	<u>燃料種別</u>	<u>燃料容量</u>	<u>連続稼働時間</u>																															
<u>18kVA</u>	<u>軽 油</u>	<u>65 リットル</u>	<u>13 時間</u>																															

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄
 4 住民の避難誘導対策 風水害により、住民の生命、身体に危険が生ずるおそれのある場合には、必要に応じて、<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令により</u>、適切な避難誘導を実施し災害に備える。（具体的な活動については、本章第13節「避難収容及び情報提供活動」を参照のこと。） 5 災害の未然防止対策 (2) 河川管理施設、農業用排水施設等 洪水の発生が予想される場合には、<u>ダム、</u>せき、水門等の適切な操作を行う。 その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を河川管理者・警察署等に通報するとともに住民に対して周知する。 警報等の種類及び発表基準 1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報 大雨や強風などの気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、<u>予想される現象が特に異常であるため</u>重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される	 4 住民の避難誘導対策 風水害により、住民の生命、身体に危険が生ずるおそれのある場合には、必要に応じて、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、緊急安全確保の発令により</u>、適切な避難誘導を実施し災害に備える。（具体的な活動については、本章第13節「避難収容及び情報提供活動」を参照のこと。） 5 災害の未然防止対策 (2) 河川管理施設、農業用排水施設等 洪水の発生が予想される場合には、<u>ダム、</u>せき、水門等の適切な操作を行う。 その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を河川管理者・警察署等に通報するとともに住民に対して周知する。 警報等の種類及び発表基準 1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報 大雨や強風などの気象現象によって、災害が起るおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が起るおそれがあるときには「警報」が、重大な災害が起るおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速などの予測値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。	実態に合わせた変更（さくステ・SNS追加）P272 国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正に合わせて修正（災害対策基本法の修正）P273 ダムの管理についてはP128第24節 河川施設等災害予防計画 3 ダム対策による 県の地域防災計画の修正に合わせて修正（文言の変更）P274 長野地方気象台より地域防災計画への記載事項追加

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新		旧		備考欄																																															
<u>また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。</u> (1) 特別警報・警報・注意報の概要 <table><tr><th>種類</th><th>概 要</th></tr><tr><td>特別警報</td><td>大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な<u>災害が発生する</u>おそれが著しく大きい<u>ときに</u>、その旨を警告して行う予報</td></tr><tr><td>警報</td><td>大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪<u>により</u>、重大な災害が<u>発生する</u>おそれがある<u>ときに</u>、その旨を警告して行う予報</td></tr><tr><td>注意報</td><td>大雨、洪水、大雪、強風、風雪等<u>により</u>、災害が<u>発生する</u>おそれがある<u>ときに</u>、その旨を注意して行う予報</td></tr></table> (2) 特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの） <table><tr><th colspan="2">特別警報・警報・注意報の種類</th><th>概 要</th></tr><tr><td rowspan="4">特別警報</td><td>大雨特別警報</td><td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと<u>予想された</u>ときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。<u>災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があること示す警戒レベル5に相当。</u></td></tr><tr><td>大雪特別警報</td><td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと<u>予想された</u>ときに発表される。</td></tr><tr><td>暴風特別警報</td><td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと<u>予想された</u>ときに発表される。</td></tr><tr><td>暴風雪特別警報</td><td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと<u>予想された</u>ときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等」による重大な災害」のおそれについても警戒が呼び<u>かけられる</u>。</td></tr><tr><td>警報</td><td>大雨警報</td><td>大雨により<u>り</u>重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。<u>大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要となされる警戒レベル3に相当。</u></td></tr></table>		種類	概 要	特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な <u>災害が発生する</u> おそれが著しく大きい <u>ときに</u> 、その旨を警告して行う予報	警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪 <u>により</u> 、重大な災害が <u>発生する</u> おそれがある <u>ときに</u> 、その旨を警告して行う予報	注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等 <u>により</u> 、災害が <u>発生する</u> おそれがある <u>ときに</u> 、その旨を注意して行う予報	特別警報・警報・注意報の種類		概 要	特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと <u>予想された</u> ときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があること示す警戒レベル5に相当。</u>	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと <u>予想された</u> ときに発表される。	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと <u>予想された</u> ときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと <u>予想された</u> ときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等」による重大な災害」のおそれについても警戒が呼び <u>かけられる</u> 。	警報	大雨警報	大雨により <u>り</u> 重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要となされる警戒レベル3に相当。</u>	(1) 特別警報・警報・注意報の概要 <table><tr><th>種類</th><th>概 要</th></tr><tr><td>特別警報</td><td>大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な<u>災害のおこる</u>おそれが著しく大きい<u>場合</u>、その旨を警告して行う予報</td></tr><tr><td>警報</td><td>大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪<u>などによって</u>、重大な災害<u>災害のおこる</u>おそれがある<u>場合</u>、その旨を警告して行う予報</td></tr><tr><td>注意報</td><td>大雨、洪水、大雪、強風、風雪等<u>によって</u>、災害が<u>発生する</u>おそれがある<u>場合</u>、その旨を注意して行う予報</td></tr></table> (2) 特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの） <table><tr><th colspan="2">特別警報・警報・注意報の種類</th><th>概 要</th></tr><tr><td rowspan="4">特別警報</td><td>大雨特別警報</td><td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</td></tr><tr><td>大雪特別警報</td><td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td></tr><tr><td>暴風特別警報</td><td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td></tr><tr><td>暴風雪特別警報</td><td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害<u>など</u>による重大な災害」のおそれについても警戒を呼び<u>かける</u>。</td></tr><tr><td>警報</td><td>大雨警報</td><td>大雨による<u>る</u>重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</td></tr></table>		種類	概 要	特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な <u>災害のおこる</u> おそれが著しく大きい <u>場合</u> 、その旨を警告して行う予報	警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪 <u>などによって</u> 、重大な災害 <u>災害のおこる</u> おそれがある <u>場合</u> 、その旨を警告して行う予報	注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等 <u>によって</u> 、災害が <u>発生する</u> おそれがある <u>場合</u> 、その旨を注意して行う予報	特別警報・警報・注意報の種類		概 要	特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害 <u>など</u> による重大な災害」のおそれについても警戒を呼び <u>かける</u> 。	警報	大雨警報	大雨による <u>る</u> 重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	県の地域防災計画の修正に合わせて修正 （文言の修正） （気象情報の避難警戒レベル相当の追記） P274	
種類	概 要																																																		
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な <u>災害が発生する</u> おそれが著しく大きい <u>ときに</u> 、その旨を警告して行う予報																																																		
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪 <u>により</u> 、重大な災害が <u>発生する</u> おそれがある <u>ときに</u> 、その旨を警告して行う予報																																																		
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等 <u>により</u> 、災害が <u>発生する</u> おそれがある <u>ときに</u> 、その旨を注意して行う予報																																																		
特別警報・警報・注意報の種類		概 要																																																	
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと <u>予想された</u> ときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があること示す警戒レベル5に相当。</u>																																																	
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと <u>予想された</u> ときに発表される。																																																	
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと <u>予想された</u> ときに発表される。																																																	
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと <u>予想された</u> ときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等」による重大な災害」のおそれについても警戒が呼び <u>かけられる</u> 。																																																	
警報	大雨警報	大雨により <u>り</u> 重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要となされる警戒レベル3に相当。</u>																																																	
種類	概 要																																																		
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な <u>災害のおこる</u> おそれが著しく大きい <u>場合</u> 、その旨を警告して行う予報																																																		
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪 <u>などによって</u> 、重大な災害 <u>災害のおこる</u> おそれがある <u>場合</u> 、その旨を警告して行う予報																																																		
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等 <u>によって</u> 、災害が <u>発生する</u> おそれがある <u>場合</u> 、その旨を注意して行う予報																																																		
特別警報・警報・注意報の種類		概 要																																																	
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。																																																	
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																																																	
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																																																	
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害 <u>など</u> による重大な災害」のおそれについても警戒を呼び <u>かける</u> 。																																																	
警報	大雨警報	大雨による <u>る</u> 重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。																																																	

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新			旧			備考欄
	洪水 警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 <u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要となされる警戒レベル3に相当。</u>		洪水 警報	<u>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、</u> 重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。	県の地域防災計画の修正に合わせて修正 (文言の変更) P275
	大雪 警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		大雪 警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	暴風 警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		暴風 警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	暴風 雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。		暴風 雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	
注 意 報	大雨 注意 報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>	注 意 報	大雨 注意 報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	洪水 注意 報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>		洪水 注意 報	<u>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、</u> 災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	大雪 注意 報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		大雪 注意 報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	強風 注意 報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		強風 注意 報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	風雪 注意 報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。		風雪 注意 報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。	
	濃霧 注意 報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		濃霧 注意 報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	雷 注意 報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への <u>注意も</u> 雷注意報で呼びかけられる。		雷 注意 報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への <u>注意についても</u> 雷注意報で呼びかけられる。	
	乾燥 注意 報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。		乾燥 注意 報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。	
	なだ れ注 意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		なだ れ注 意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
				着氷 注意	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそ	

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新				旧				備考欄
	着氷 注意 報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が 発生する おそれのあるときに発表される。		報	れのあるときに発表される。		長野地方気象台の基準 発表合わせて修正 P276	
	着雪 注意 報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が 発生する おそれのあるときに発表される。		着雪 注意 報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が 起こる おそれのあるときに発表される。			
	融雪 注意 報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水 害 、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。		融雪 注意 報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。			
	霜 注意 報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が 発生するおそれがある ときに発表される。		霜 注意 報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が 起こるおそれがある ときに発表される。			
	低温 注意 報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温 による 農作物 等への 著しい被害 や 、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が 発生する おそれがあるときに発表される。		低温 注意 報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温 のために 農作物 などに 著しい 被害が発生したり 、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が 起こる おそれがあるときに発表される。			
(3) 警報・注意報発表基準一覧表 気象警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。 情報の取扱いについては、警報・注意報等の伝達系統に準じて行う。 別表 警報・注意報発表基準一覧表 _____発表官署 長野地方気象台（令和5年6月8日現在）								
佐久市	府県予報区	長野県		佐久市	府県予報区	長野県		長野地方気象台の発表 基準に合わせて修正 P276
	一次細分区域	中部		佐久市	一次細分区域	中部		
	市町村をまとめた地域	佐久地域		佐久市	市町村をまとめた地域	佐久地域		
警報	大雨（浸水害）	表面雨量 指数基準	7	警報	大雨（浸水害）	表面雨量 指数基準	7	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量 指数基準	100		大雨（土砂災害）	土壌雨量 指数基準	87	
	洪水	流域雨量 指数基準	布施川流域＝7.2 濁川流域＝7.3 湯川流域＝24.5 中沢川流域＝4.5 片貝川流域＝7.2 滑津川流域＝19.4 志賀川流域＝13.1 雨川流域＝9.8 谷川流域＝5.9 鹿曲川流域＝17.5 細小路川流域＝8.2 八丁地川流域＝13.1		流域雨量 指数基準	布施川流域＝7.1 濁川流域＝6.4 湯川流域＝22.4 中沢川流域＝4.5 片貝川流域＝7.2 滑津川流域＝17.6 志賀川流域＝11.9 雨川流域＝9.8 谷川流域＝5.9 鹿曲川流域＝15.1 細小路川流域＝7.9 八丁地川流域＝11		
		複合基準 ＊1	布施川流域＝（7，7） 湯川流域＝（5，23.6） 中沢川流域＝（7，4） 滑津川流域＝（5，19.2） 志賀川流域＝（5，12.9） 雨川流域＝（5，8.8） 谷川流域＝（5，5.9） 鹿曲川流域＝（7，12.9） 千曲川流域＝（7，37.1）		複合基準 ＊1	布施川流域＝（7，7） 湯川流域＝（5，20.1） 中沢川流域＝（7，4） 片貝川流域＝（7，7.1） 滑津川流域＝（5，15.8） 志賀川流域＝（5，10.7） 雨川流域＝（5，8.8） 谷川流域＝（5，5.3） 鹿曲川流域＝（7，12.9） 千曲川流域＝（7，37.1）		

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新				旧				備考欄
注 意 報		指定河川 洪水予報	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]		指定河川 洪水予報	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]		
	暴風	平均風速	平均風速 17m/s	暴風	平均風速	平均風速 17m/s		
	暴風雪	平均風速	平均風速 17m/s 雪を伴う	暴風雪	平均風速	平均風速 17m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 20 cm	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 20 cm		
	大雨	表面雨量 指数基準	5	大雨	表面雨量 指数基準	5		
		土壌雨量 指数基準	79		土壌雨量 指数基準	71		
	洪水	流域雨量 指数基準	布施川流域＝5.7 濁川流域＝5.8 湯川流域＝ 19.6 中沢川流域＝3.6 片貝川流域＝5.7 滑津川流域＝15.5 志賀川流 域＝10.4 雨川流域＝7.8 谷川流域＝4.7 鹿曲川流域＝14 細小路川流 域＝6.5 八丁地川流域＝10.4	洪水	流域雨量 指数基準	布施川流域＝5.6 濁川流域＝5.1 湯川流域＝ 17.9 中沢川流域＝3.6 片貝川流域＝5.7 滑津川流域＝14 志賀川流 域＝9.5 雨川流域＝7.8 谷川流域＝4.7 鹿曲川流域＝12 細小路川流 域＝6.3 八丁地川流域＝8.8		
		複合基準 ＊1	布施川流域＝（5，5.5） 湯川流域＝（5， 15.7） 中沢川流域＝（5，2.9） 片貝川流域＝ （5，4.5） 滑津川流域＝（5，15.5） 志賀川流域 ＝（5，8.3） 雨川流域＝（5，7.8） 谷川流域＝ （5，4.7） 鹿曲川流域＝（5，9.6） 細小路川流 域＝（5，5.2） 千曲川流域＝（5，33.4）		複合基準 ＊1	布施川流域＝（5，5.5） 湯川流域＝（5， 14.3） 中沢川流域＝（5，2.9） 片貝川流域＝ （5，4.6） 滑津川流域＝（5，14） 志賀川流域＝ （5，9.5） 雨川流域＝（5，7.8） 谷川流域＝（5， 3.8） 鹿曲川流域＝（5，9.6） 細小路川流域＝ （5，5） 千曲川流域＝（5，33.4）		
		指定河川 洪水予報 による基 準	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]		指定河川 洪水予報 による基 準	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]		
	強風	平均風速	平均風速 13m/s	強風	平均風速	平均風速 13m/s		
	風雪	平均風速	平均風速 13m/s 雪を伴う	風雪	平均風速	平均風速 13m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10 cm	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10 cm		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が 10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が 6℃以上で日降水量が 20mm 以上		融雪	1. 積雪地域の日平均気温が 10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が 6℃以上で日降水量が 20mm 以上			
	濃霧	視程	100m	濃霧	視程	100m		
	乾燥	最小湿度 20%で実効湿度 55% ＊2		乾燥	最小湿度 20%で実効湿度 55% ＊2			
	なだれ	1. 表層なだれ：積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さ 20cm 以上で風速 10m/s 以上。または積雪 70cm 以上あって、降雪の深さ 30cm 以上 2. 全層なだれ：積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5℃以上高い、または日降水量が 15mm 以上		なだれ	1. 表層なだれ：積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さ 20cm 以上で風速 10m/s 以上。または積雪 70cm 以上あって、降雪の深さ 30cm 以上 2. 全層なだれ：積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5℃以上高い、または日降水量が 15mm 以上			
	低温	夏期：平均気温が平年より 4℃以上低く、かつ最低気温 15℃以下(高冷地で 13℃以下)が 2 日以上続く場合 冬期：最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下)		低温	夏期：平均気温が平年より 4℃以上低く、かつ最低気温 15℃以下(高冷地で 13℃以下)が 2 日以上続く場合 冬期：最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下)			
				霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下			

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新				旧			備考欄	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下			着氷	著しい着氷が予想される場合		県の地域防災計画の修正に合わせて修正 （文言の追加） （洪水予報の発表基準へ、状況の説明、気象警戒レベル相当の追記）P275
	着氷	著しい着氷が予想される場合			着雪	著しい着雪が予想される場合		
	着雪	著しい着雪が予想される場合						
	記録的短時間 大雨情報	1 時間雨量	100mm	記録的短時間 大雨情報			1 時間雨量	
(4) 警報・注意報基準一覧表（別表）の解説 エ 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。				(4) 警報・注意報基準一覧表（別表）の解説 エ 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する <u>ため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨警報（浸水害）」、(土砂災害)は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。</u>				
<u>オ 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、表面雨量指数基準には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。</u>				<u>オ 新設</u>				
2 水防法に基づくもの				2 水防法に基づくもの				
(1) 洪水予報				(1) 洪水予報				
種 類	情報名	発 表 基 準		種 類	情報名	発 表 基 準		
	洪水 警 報	氾濫発生情報	洪水予想区間内で氾濫が発生したとき、 <u>氾濫が継続しているときに発表される。</u> <u>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>		洪水 警 報	氾濫発生情報	洪水予想区間内で氾濫が発生したとき。	
		氾濫危険情報	<u>基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または水位が急激に上昇し、3 時間以内に氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなったときに発表される。</u> <u>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>			氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。	
		氾濫警戒情報	<u>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき、(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。</u>			氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、 氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき。	

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新			旧			備考欄
		に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。____	洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	気象庁からの指摘及び県の地域防災計画の修正に合わせて修正（キキクルの追記、文言の変更） P275
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、 <u>氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</u> ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。____				
3 その他の情報 (1) <u>キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等</u> <u>キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の概要</u>			3 その他の情報 (1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等 大雨警報・洪水警報の危険度分布等 の概要			
種 類	概 要		種 類	概 要		
<u>土砂キキクル</u> <u>（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u>	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの <u>予測</u> を、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。 <u>2時間先までの土壌雨量指数の予測を用いて</u> 常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（ <u>土砂キキクル</u> ）により、 <u>危険が高まっている場所を</u> 面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。____		<u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u>	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。 常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布により、 <u>どこで危険度が高まっているか</u> を把握することができる。		
<u>浸水キキクル</u> <u>（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</u>	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、 <u>危険度が高まっている場所を</u> 面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。____		大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの <u>雨量分布及び</u> 表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、 <u>どこで危険度が高まるか</u> を面的に確認することができる。		

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新		旧		備考欄
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	気象庁からの指摘及び県の地域防災計画の修正に合わせて修正（文言の修正） P275
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。	流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。 6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。	
(2) 早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）（以下「県発表単位」という）で2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。 大雨に関して[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。		(2) 早期注意情報（警報級の可能性） 警報級の現象の可能性にかけて、今日から明日にかけては時間を区切って、明後日から5日先にかけては日単位で、長野県北部・中部・南部など、地域ごとに細分した単位に発表される。可能性が高いことを表す[高]、可能性が高くないが一定程度認められることを表す[中]の2段階の確度がある。		県の地域防災計画の修正に合わせて修正（線状降水帯等の説明追加）P280
(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。		(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報を発表したときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報で発表される。		
(4) 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかけ		(4) 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まって		県の地域防災計画の修正に合わせて修正（文言の修正、キキクル（土砂）の説明） P280

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄																										
る情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。<u>佐久市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> (5) 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような<u>猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、</u>気象庁から発表される。 長野県の<u>雨量による</u>発表基準は、1時間 100 ミリ以上の<u>降水</u>が観測又は解析<u>された</u>ときである。この情報が発表されたときは、土砂災害<u>及び</u>低地の浸水<u>や</u>中小河川の増水・氾濫<u>による</u>災害発生につながるような猛烈な雨が降っている<u>状況であり、</u>実際に災害発生の危険度が高まっている<u>キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。</u> (6) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、<u>県発表単位で気象庁から</u>発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所<u>は</u>竜巻発生確度ナウキャストで<u>確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の地域対象と同じ発表単位で発表される。</u>この情報の有効期間は発表から概ね 1 時間である。 第3節 災害情報の収集・連絡活動 3 災害情報の収集・連絡系統 ○消防庁 <table><tr><th colspan="2">回線別\区 分</th><th>平日（9：30～17：45） <u>※応急対策室</u></th><th>左記以外 <u>※危機管理センター（開庁時間外）</u></th></tr><tr><td rowspan="2">N T T回線</td><td>電話</td><td>03－5253－7527</td><td>03－5253－7777</td></tr><tr><td>F A X</td><td>03－5253－7537</td><td>03－5253－7553</td></tr></table>	回線別\区 分		平日（9：30～17：45） <u>※応急対策室</u>	左記以外 <u>※危機管理センター（開庁時間外）</u>	N T T回線	電話	03－5253－7527	03－5253－7777	F A X	03－5253－7537	03－5253－7553	<u>いる場所が土砂災害警戒判定メッシュ情報で発表される。</u> (5) 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような<u>猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として</u>発表される。長野県の発表基準は1時間 100 ミリ以上を観測又は解析したときである。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫<u>といった</u>災害発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しており、実際に災害発生の<u>危険度が高まっている場所が警報の「危険度分布」で発表される。</u> (6) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、<u>雷注意報が発表されている状況下において</u>竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、県内の「北部・中部・南部」単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所<u>が</u>竜巻発生確度ナウキャストで<u>発表され、</u>この情報の有効期間は発表から概ね 1 時間である。 第3節 災害情報の収集・連絡活動 3 災害情報の収集・連絡系統 ○消防庁 <table><tr><th colspan="2">回線別\区 分</th><th>平日（9：30～17：45） <u>※震災等応急室</u></th><th>左記以外 <u>※宿直室</u></th></tr><tr><td rowspan="2">N T T回線</td><td>電話</td><td>03－5253－7527</td><td>03－5253－7777</td></tr><tr><td>F A X</td><td>03－5253－7537</td><td>03－5253－7553</td></tr><tr><td>消防防災無線</td><td>電話</td><td>7527</td><td>7782</td></tr></table>	回線別\区 分		平日（9：30～17：45） <u>※震災等応急室</u>	左記以外 <u>※宿直室</u>	N T T回線	電話	03－5253－7527	03－5253－7777	F A X	03－5253－7537	03－5253－7553	消防防災無線	電話	7527	7782	気象庁からの指摘及び県の地域防災計画の修正に合わせて修正 （キキクル（大雨）の説明） （文言の統一） P280 県の地域防災計画の修正に合わせて修正 （文言の削除・修正） P280
回線別\区 分		平日（9：30～17：45） <u>※応急対策室</u>	左記以外 <u>※危機管理センター（開庁時間外）</u>																									
N T T回線	電話	03－5253－7527	03－5253－7777																									
	F A X	03－5253－7537	03－5253－7553																									
回線別\区 分		平日（9：30～17：45） <u>※震災等応急室</u>	左記以外 <u>※宿直室</u>																									
N T T回線	電話	03－5253－7527	03－5253－7777																									
	F A X	03－5253－7537	03－5253－7553																									
消防防災無線	電話	7527	7782																									

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新				旧				備考欄
消防防災無線	電話	7527	7782	地域衛星通信ネットワーク	F A X	7537	7789	
	F A X	7537	7789		電話	T N－048－500－ 7527	T N－048－500－ 7782	
地域衛星通信ネットワーク	電話	T N－048－500－ 7527	T N－048－500－ 7782		F A X	T N－048－500－ 7537	T N－048－500－ 7789	
	F A X	T N－048－500－ 7537	T N－048－500－ 7789					
◎佐久市の災害情報連絡系統 (2) 人的及び住家の被害状況報告（様式第2号） <u>避難指示等</u>避難状況報告（様式第2－1号） (8) 水道施設被害状況報告（様式第9号）				◎佐久市の災害情報連絡系統 (2) 人的及び住家の被害状況報告（様式第2号） 避難<u>勧告・指示</u>等避難状況報告（様式第2－1号） (8) 水道施設被害状況報告（様式第9号）				国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正に合わせて修正（災害対策基本法の修正） P280
市 危機管理課 環境政策課 臼田支所（経済建設環境係） 望月支所（経済建設環境係） 佐久地域振興局 総務管理課 佐久地域振興局 環境・<u>廃棄物対策</u>課 水道事業者				市 危機管理課 <u>生活環境課</u> 臼田支所（経済建設環境係） 望月支所（経済建設環境係） 佐久地域振興局 総務管理課 佐久地域振興局 環境課 水道事業者				実態に合わせた変更 P298
4 通信手段の確保 (2) 無線通信による方法 <u>イ（削除）</u>				4 通信手段の確保 (2) 無線通信による方法 <u>イ 佐久市防災行政無線（移動系）</u> <u>市防災行政無線（移動系）は、市専用波と市町村相互波の2チャンネルを備えている。市町村相互波は、近隣の市町村との通信に利用できる。</u> <u>無線の利用に当たっては、無線局管理運用規定に基づき行うものとするが、通信に当たっては、次のとおりとする。</u> <u>(ア) 通信に使用する用語は、できるだけ簡潔にする。</u> <u>(イ) 通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにす</u>				実態に合わせた変更（移動系無線の廃止） P298

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新							旧							備考欄																																																																																																														
イ 携帯電話 第5節　ヘリコプターの活用計画 1　県消防防災ヘリコプターの出動要請 <table><tr><th>種　類</th><th>機　種</th><th>定員</th><th>救助ホ イスト</th><th>消火 装置</th><th>物資 吊下</th><th>映像 伝送</th></tr><tr><td>消防防災ヘ リコプター</td><td>ベル 412 E P I</td><td>15</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td colspan="7">(削除)</td></tr><tr><td rowspan="2">県警ヘリコ プター</td><td>ユーロコプ ター A S 365N3</td><td>13</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td><u>アグスタ AW139</u></td><td><u>17</u></td><td><u>○</u></td><td></td><td><u>○</u></td><td><u>○</u></td></tr><tr><td>広域航空消 防応援ヘリ</td><td>各　種</td><td>各種</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>自衛隊ヘリ コプター</td><td>各　種</td><td>各種</td><td><u>○</u></td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>ドクターヘ リ</td><td></td><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 第6節　自衛隊災害派遣要請計画 派遣要請の手続系統（通知・連絡先）							種　類	機　種	定員	救助ホ イスト	消火 装置	物資 吊下	映像 伝送	消防防災ヘ リコプター	ベル 412 E P I	15	○	○	○		(削除)							県警ヘリコ プター	ユーロコプ ター A S 365N3	13	○		○	○	<u>アグスタ AW139</u>	<u>17</u>	<u>○</u>		<u>○</u>	<u>○</u>	広域航空消 防応援ヘリ	各　種	各種	○	○	○	○	自衛隊ヘリ コプター	各　種	各種	<u>○</u>	○	○		ドクターヘ リ		6					<u>る。</u> (ウ) <u>通信は正確に行い、誤りを知ったときは、直ちに訂正する。</u> <u>ウ</u> 携帯電話 第5節　ヘリコプターの活用計画 1　県消防防災ヘリコプターの出動要請 <table><tr><th>種　類</th><th>機　種</th><th>定員</th><th>救助ホ イスト</th><th>消火 装置</th><th>物資 吊下</th><th>ヘリテレ</th></tr><tr><td>消防防災ヘ リコプター</td><td>ベル 412 E P I</td><td>15</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td><u>県政用ヘリ コプター</u></td><td><u>ベル 206 L3</u></td><td><u>7</u></td><td><u>○</u></td><td></td><td><u>○</u></td><td><u>○</u></td></tr><tr><td rowspan="2">県警ヘリコ プター</td><td>ユーロコプ ター A S 365N3</td><td>13</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td colspan="6">(新設)</td></tr><tr><td>広域航空消 防応援ヘリ</td><td>各　種</td><td>各種</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>自衛隊ヘリ コプター</td><td>各　種</td><td>各種</td><td><u>○</u></td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>ドクターヘ リ</td><td></td><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 第6節　自衛隊災害派遣要請計画 派遣要請の手続系統（通知・連絡先）							種　類	機　種	定員	救助ホ イスト	消火 装置	物資 吊下	ヘリテレ	消防防災ヘ リコプター	ベル 412 E P I	15	○	○	○		<u>県政用ヘリ コプター</u>	<u>ベル 206 L3</u>	<u>7</u>	<u>○</u>		<u>○</u>	<u>○</u>	県警ヘリコ プター	ユーロコプ ター A S 365N3	13	○		○	○	(新設)						広域航空消 防応援ヘリ	各　種	各種	○	○	○	○	自衛隊ヘリ コプター	各　種	各種	<u>○</u>	○	○		ドクターヘ リ		6					実態に合わせた変更 (ヘリコプターの配備状 況) P325
種　類	機　種	定員	救助ホ イスト	消火 装置	物資 吊下	映像 伝送																																																																																																																						
消防防災ヘ リコプター	ベル 412 E P I	15	○	○	○																																																																																																																							
(削除)																																																																																																																												
県警ヘリコ プター	ユーロコプ ター A S 365N3	13	○		○	○																																																																																																																						
	<u>アグスタ AW139</u>	<u>17</u>	<u>○</u>		<u>○</u>	<u>○</u>																																																																																																																						
広域航空消 防応援ヘリ	各　種	各種	○	○	○	○																																																																																																																						
自衛隊ヘリ コプター	各　種	各種	<u>○</u>	○	○																																																																																																																							
ドクターヘ リ		6																																																																																																																										
種　類	機　種	定員	救助ホ イスト	消火 装置	物資 吊下	ヘリテレ																																																																																																																						
消防防災ヘ リコプター	ベル 412 E P I	15	○	○	○																																																																																																																							
<u>県政用ヘリ コプター</u>	<u>ベル 206 L3</u>	<u>7</u>	<u>○</u>		<u>○</u>	<u>○</u>																																																																																																																						
県警ヘリコ プター	ユーロコプ ター A S 365N3	13	○		○	○																																																																																																																						
	(新設)																																																																																																																											
広域航空消 防応援ヘリ	各　種	各種	○	○	○	○																																																																																																																						
自衛隊ヘリ コプター	各　種	各種	<u>○</u>	○	○																																																																																																																							
ドクターヘ リ		6																																																																																																																										

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄																																
◎通知のあて先・連絡先 あて先:陸上自衛隊第 13 普通科連隊長 松本市高宮西1－1 ◎連絡先 <table><tr><th>勤 務 時 間 中</th><th>勤 務 時 間 外</th></tr><tr><td>気付先 第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(235) 防災行政無線 81-535-79 (県庁、合庁の場合) FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 81-535-76</td><td>気付先 松本駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(301) 防災行政無線 81-535-61 (県庁、合庁の場合) FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 81-535-62</td></tr></table> 2 派遣部隊の活動 <table><tr><th>区分</th><th>統括連絡調整者</th><th>現地連絡調整者</th></tr><tr><td>県災害対策本部が設置されていない場合</td><td>危機管理部長</td><td>地域振興局長等</td></tr><tr><td>県災害対策本部が設置されている場合</td><td>災害対策本部長</td><td>地方部長</td></tr><tr><td>県現地本部が設置されている場合</td><td>災害対策本部長</td><td>現地本部長</td></tr></table> 3 派遣部隊の撤収 (1) 市長は、部隊の活動の必要がなくなつたと認めたときは、現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告する。 第8節 消防活動 5 住民、事業所及び自主防災組織等の活動 (2) 救助・救急活動 ア 住民同士等において、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関等に協力するものとする。 第13節 避難収容及び情報提供活動 1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難指示等」とする。） (1) 実施機関 ア 風水害からの人命、身体 の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難指示等を発令する。 避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、高齢者等避難、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。	勤 務 時 間 中	勤 務 時 間 外	気付先 第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(235) 防災行政無線 81-535-79 (県庁、合庁の場合) FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 81-535-76	気付先 松本駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(301) 防災行政無線 81-535-61 (県庁、合庁の場合) FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 81-535-62	区分	統括連絡調整者	現地連絡調整者	県災害対策本部が設置されていない場合	危機管理部長	地域振興局長等	県災害対策本部が設置されている場合	災害対策本部長	地方部長	県現地本部が設置されている場合	災害対策本部長	現地本部長	◎通知のあて先・連絡先 あて先:陸上自衛隊第13普通科連隊長 松本市高宮西1－1 ◎連絡先 <table><tr><th>勤 務 時 間 中</th><th>勤 務 時 間 外</th></tr><tr><td>気付先 第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(235) 防災行政無線 8-39-5559 (県庁、合庁の場合) FAX NTT 0263-26-2766(259) 防災行政無線 39-5556</td><td>気付先 松本駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(302) 防災行政無線 8-39-5558 (県庁、合庁の場合) FAX NTT 0263-26-2766(259) 防災行政無線 39-5556</td></tr></table> 派遣部隊の活動 <table><tr><th>区分</th><th>統括連絡調整者</th><th>現地連絡調整者</th></tr><tr><td>災害対策本部が設置されていない場合</td><td>危機管理室長</td><td>地域振興局長等</td></tr><tr><td>災害対策本部が設置されている場合</td><td>災害対策本部長</td><td>地方部長</td></tr><tr><td>現地本部が設置されている場合</td><td>災害対策本部長</td><td>現地本部長</td></tr></table> 3 派遣部隊の撤収 (1) 市長は、部隊の活動の必要がなくなつたと認めたときは、現地連絡調整者に報告する。 第8節 消防活動 5 住民、事業所及び自主防災組織等の活動 (2) 救助・救急活動 ア 自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力するものとする。 第13節 避難収容及び情報提供活動 1 避難の勧告及び指示等 (1) 実施機関 ア 風水害からの人命、身体 の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難勧告、避難指示（緊急）を行う。 避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難勧告、避難指示（緊急）を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難勧告、避難指示（緊急）を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。	勤 務 時 間 中	勤 務 時 間 外	気付先 第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(235) 防災行政無線 8-39-5559 (県庁、合庁の場合) FAX NTT 0263-26-2766(259) 防災行政無線 39-5556	気付先 松本駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(302) 防災行政無線 8-39-5558 (県庁、合庁の場合) FAX NTT 0263-26-2766(259) 防災行政無線 39-5556	区分	統括連絡調整者	現地連絡調整者	災害対策本部が設置されていない場合	危機管理室長	地域振興局長等	災害対策本部が設置されている場合	災害対策本部長	地方部長	現地本部が設置されている場合	災害対策本部長	現地本部長	県の地域防災計画の修正に合わせて修正 （連絡先等更新） P330 表内部 県の地域防災計画の修正に合わせて修正 （文言の追加） P338 県の地域防災計画の修正に合わせて修正 （文言の追加） P338 国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正に合わせて修正（災害対策基本法の修正） P360
勤 務 時 間 中	勤 務 時 間 外																																	
気付先 第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(235) 防災行政無線 81-535-79 (県庁、合庁の場合) FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 81-535-76	気付先 松本駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(301) 防災行政無線 81-535-61 (県庁、合庁の場合) FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 81-535-62																																	
区分	統括連絡調整者	現地連絡調整者																																
県災害対策本部が設置されていない場合	危機管理部長	地域振興局長等																																
県災害対策本部が設置されている場合	災害対策本部長	地方部長																																
県現地本部が設置されている場合	災害対策本部長	現地本部長																																
勤 務 時 間 中	勤 務 時 間 外																																	
気付先 第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(235) 防災行政無線 8-39-5559 (県庁、合庁の場合) FAX NTT 0263-26-2766(259) 防災行政無線 39-5556	気付先 松本駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(302) 防災行政無線 8-39-5558 (県庁、合庁の場合) FAX NTT 0263-26-2766(259) 防災行政無線 39-5556																																	
区分	統括連絡調整者	現地連絡調整者																																
災害対策本部が設置されていない場合	危機管理室長	地域振興局長等																																
災害対策本部が設置されている場合	災害対策本部長	地方部長																																
現地本部が設置されている場合	災害対策本部長	現地本部長																																

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新				旧				備考欄
避難指示の実施機関、根拠等				避難の勧告・指示の実施機関、根拠等				国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正に合わせて修正（災害対策基本法の修正） P361
実施事項	機関等	根拠	対象災害	実施事項	機関等	根拠	対象災害	
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	避難の勧告	市長	災害対策基本法第 60 条	災害全般	
避難指示	市長	災害対策基本法第 60 条	災害全般	避難の指示	市長	災害対策基本法第 60 条	災害全般	
	水防管理者	水防法第 29 条	洪水		水防管理者	水防法第 29 条	洪水	
	知事又はその命を受けた職員	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条	洪水及び地すべり		知事又はその命を受けた職員	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条	洪水及び地すべり	
	警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	災害全般		警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	災害全般	
	自衛官	自衛隊法第 94 条	災害全般		自衛官	自衛隊法第 94 条	災害全般	
緊急安全確保	市長	災害対策基本法第 60 条第 3 項	災害全般	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
避難所の開設、収容	市長			避難所の開設、収容	市長			
(2) 高齢者等避難、避難指示の意味				(2) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の意味				
ア 「高齢者等避難」とは、人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する高齢者や要配慮者及びその支援に当たる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。				ア 「避難準備・高齢者等避難開始」とは、人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。				
イ 「避難指示」とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに発せられ、住民を避難のため立ち退きを指示することをいう。				イ 「勧告」とは、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。				
(削除)				ウ 要配慮者等、避難行動に時間のかかる者に対しては、より早めのタイミングで避難を呼びかける必要がある。このため、市は、避難勧告指示の前段階として、避難準備・高齢者等避難開始を発表するものとする。				

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新			旧			備考欄
(3) <u>避難指示等</u> の基準 高齢者等避難及び避難指示、 <u>緊急安全確保</u> の基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、 <u>市が定めた避難指示等に関するマニュアル</u> を基本とし、おおむね次のとおりとする。			(3) <u>勧告・避難指示等</u> の基準 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 及び避難の <u>勧告・指示</u> の基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、 <u>避難情報の判断・伝達マニュアル</u> を基本とし、おおむね次のとおりとする。			国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正に合わせて修正（災害対策基本法の修正） P361
区分	発令時の状況	住民に求める行動	区 分	発令時の状況	住民に求める行動	
<u>高齢者等避難</u>	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、 <u>人的被害の発生する可能性が高まった状況</u>	<u>危険な場所から高齢者等は避難・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</u> <u>・上記以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を抑えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の住民等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</u>	<u>避難準備・高齢者等避難開始（要配慮者等に対する避難情報）</u>	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、 <u>災害の発生する可能性が高まった状況</u>	<u>●要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始）</u> <u>●上記以外の者は、避難準備開始</u>	
<u>削除</u>			<u>避難勧告</u>	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、 <u>災害の発生する可能性が明らかに高まった状況</u>	<u>●通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動開始</u>	
<u>避難指示</u>	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、 <u>人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</u>	<u>危険な場所から全員避難・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</u>	<u>避難指示（緊急）</u>	<u>○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況</u> <u>○災害が発生した状況</u>	<u>●避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了</u> <u>●未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</u>	

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新			旧			備考欄
緊急 安全 確保	○前兆現象の発生や切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○災害が発生している状況	命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	新設			国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正に合わせて修正（災害対策基本法の修正） P361
(4) 関係機関相互の通知及び連絡 ア <u>避難指示等を発令した</u>ときは、次の系統により関係機関に通知又は報告する。 (ア) 市長が<u>避難指示等を発令</u>したとき又は他の実施責任者が避難指示等を<u>発令</u>した旨通知を受けたときは、速やかにその旨を佐久地域振興局長を通じて知事に報告する。 イ <u>避難指示等を発令した</u>ときは、アのほか他の関係機関と相互に連絡をし、協力する。 (5) 住民への周知 ア 区・自主防災組織による伝達 <u>避難指示等</u>の伝達は、原則として、区あるいは自主防災組織を通じて行う。 <u>避難指示等</u>がなされた場合は、当該地区内の区長又は自主防災組織の長に連絡し、区の組織等を通じて住民に伝達する。なお、夜間停電時又は電話不通時等伝達困難の場合は、消防団員、警察官等に協力を求め、戸別に伝達する。 イ 広報車等による伝達 当該地区を巡回して<u>避難指示等</u>を伝達する。広報車が確保できないときは、ハンドマイク等を利用し、速やかな伝達に努める。 ウ 防災行政無線（同報系）による伝達 防災行政無線（同報系）により<u>避難指示等</u>を速やかに伝達する。 エ ラジオ・テレビ等による伝達 佐久ケーブルテレビ・エフエム佐久平を活用し、速やかな伝達に努める。 広域にわたって<u>避難指示等</u>の伝達を必要とするときは、ラジオ・テレビ等を通じて、住民に避難の指示を伝達できるよう県知事に要請依頼をする。			(4) 関係機関相互の通知及び連絡 ア <u>避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難勧告、避難指示（緊急）を行ったとき</u>は、次の系統により関係機関に通知又は報告する。 (ア) 市長が避難の<u>を勧告し、若しくは指示</u>したとき又は他の実施責任者が避難の指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を佐久地域振興局長を通じて知事に報告する。 イ <u>避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難勧告、避難指示（緊急）を行ったとき</u>は、アのほか他の関係機関と相互に連絡をし、協力する。 (5) 住民への周知 ア 区・自主防災組織による伝達 <u>避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難勧告、避難指示（緊急）</u>の伝達は、原則として、区あるいは自主防災組織を通じて行う。 <u>避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難勧告、避難指示（緊急）</u>がなされた場合は、当該地区内の区長又は自主防災組織の長に連絡し、区の組織等を通じて住民に伝達する。なお、夜間停電時又は電話不通時等伝達困難の場合は、消防団員、警察官等に協力を求め、戸別に伝達する。 イ 広報車等による伝達 当該地区を巡回して<u>避難の勧告又は指示</u>を伝達する。広報車が確保できないときは、ハンドマイク等を利用し、速やかな伝達に努める。 ウ 防災行政無線（同報系）による伝達 防災行政無線（同報系）により<u>避難の勧告又は指示</u>を速やかに伝達する。 エ ラジオ・テレビ等による伝達 佐久ケーブルテレビ・エフエム佐久平を活用し、速やかな伝達に努める。 広域にわたって<u>避難の指示又は勧告</u>の伝達を必要とするときは、ラ			

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄
<u>カ その他の伝達手段の活用</u> <u>上記手段の他、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルネットワークサービス等、情報伝達手段の多重化・多様化を図る。</u> <u>キ 伝達事項</u> <u>避難指示</u>を広報・伝達する者は、次の内容を明示して実施する。 また、高齢者等避難の情報の伝達についても同様とする。 (ア) 発令者 (イ) 発令日時 (ウ) 避難情報の種類 (エ) 対象地域及び対象者 (オ) <u>緊急</u>避難場所 (カ) 避難の時期・時間 (キ) 避難すべき理由 (ク) 住民のとりべき行動や注意事項 (ケ) 避難の経路または通行できない経路 (コ) 危険の度合い 2 警戒区域の設定 (3) 警戒区域の設定を行った場合は、<u>避難指示</u>と同様、関係機関及び住民に対してその内容を周知する。 3 避難の誘導・移送 (1) 避難の方法 災害時における避難に当たっては、在宅の要配慮者への情報の伝達、避難誘導等について近隣住民の果たす役割が大きいことから、市は地域の自主防災組織及び自治会等との連携し、避難の際は、警察官、消防団員等の誘導のもと、区単位の集団避難に努める。 (2) 避難の誘導 <u>避難指示等</u>をしたときの誘導は、次のとおりとする。 ア 各地区ごとの避難誘導については、当該地区の区長を誘導責任者とし、警察官及び当該地区の消防団員を誘導員とする。 イ 危険区域及び避難場所に市職員及び誘導員を配置し、適切な避難誘導を行う。	ジオ・テレビ等を通じて、住民に避難の指示を伝達できるよう県知事に要請依頼をする。 <u>カ （新設）</u> <u>主 伝達事項</u> <u>避難の勧告、指示</u>を広報・伝達する者は、次の内容を明示して実施する。また、避難準備の情報の伝達についても同様とする。 (ア) 発令者 (イ) 発令日時 (ウ) 避難情報の種類 (エ) 対象地域及び対象者 (オ) 避難場所 (カ) 避難の時期・時間 (キ) 避難すべき理由 (ク) 住民のとりべき行動や注意事項 (ケ) 避難の経路または通行できない経路 (コ) 危険の度合い 2 警戒区域の設定 (3) 警戒区域の設定を行った場合は、避難の<u>勧告又は</u>指示と同様、関係機関及び住民に対してその内容を周知する。 3 避難の誘導・移送 (1) 避難の方法 災害時における避難に当たっては、在宅の要配慮者への情報の伝達、避難誘導等について近隣住民の果たす役割が大きいことから、市は地域の自主防災組織及び自治会等と連携し、避難の際は、警察官、消防団員等の誘導のもと、区単位の集団避難に努める。 (2) 避難の誘導 <u>避難の勧告、指示</u>をしたときの誘導は、次のとおりとする。 ア 各地区ごとの避難誘導については、当該地区の区長を誘導責任者とし、警察官及び当該地区の消防団員を誘導員とする。 イ 危険区域及び避難場所に市職員及び誘導員を配置し、適切な避難誘導を行う。	県の地域防災計画の修正に合わせて修正 （文言の追加） P362 国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正に合わせて修正（災害対策基本法の修正） P362

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄
4 避難所の開設・運営 (1) 避難所の開設 <u>カ 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を県に報告する。</u> <u>キ 必要に応じ、獣医師会や動物取扱業者等から避難所における家庭動物のために必要な支援が受けられるよう連携に努める。</u> <u>ス 避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用トイレを離れた場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスター掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。</u> (2) 運営 ア 避難所の運営 (エ) 避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況、睡眠環境の整備等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、<u>パーティション等の活用状況</u>、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。 また必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 <u>(コ) 避難所の感染症対策として、マスク、消毒液等の備蓄や佐久市避難所運営マニュアルによる感染症発生時の対応、協定に基づくホテルや旅館等の活用等を図る。</u> <u>(サ) 避難所では、災害情報の入手機器（テレビ、携帯ラジオ等）の整備を図り、避難者への情報提供に努める。</u> 6 広域避難及び広域一時滞在の対応 (1) 市域外の被災地（以下、避難元という）からの避難者のために、避難所及び住宅等を確保し、受入れを行う。 (2) 県及び被災した市町村等と連携し、市内に避難を希望する避難者に対して、<u>住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを十分把握するとともに、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。</u> (3) 災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所及び指定緊急避難場所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、<u>広域避難及び広域一時滞在を行う場合には、長野県の定める方法により実施する。</u> 第15節 食料品等の調達供給活動 災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確	4 避難所の開設・運営 (1) 避難所の開設 <u>カ (新設)</u> (2) 運営 ア 避難所の運営 (エ) 避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況、睡眠環境の整備等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。 また必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 <u>(コ) 新設</u> <u>(サ) 新設</u> 6 広域の避難者受け入れと支援 (1) 市域外の被災地（以下、避難元という）からの避難者のために、避難所及び住宅等を確保し、受入れを行う。 (2) 県及び被災した市町村等と連携し、市内に避難を希望する避難者に対して、<u>住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援を行う。また、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元からの情報を提供するとともに、市及び県からの避難者支援に関する情報を提供する。</u> <u>(新設)</u> 第15節 食料品等の調達供給活動 災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確	県の地域防災計画の修正に合わせて修正 実態に合わせた修正 <u>（避難所開設運営訓練を実施しての反映）</u> P362 国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正に合わせて修正（災害対策基本法の修正） P362 県の地域防災計画の修正に合わせて修正 （広域避難） P368

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄
保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。 <u>また、食料の調達にあたっては避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u> 1 食料品等の調達 (2) 応援要請 <u>サ 物資調達・輸送調整等支援システム等を用いた県災害対策本部室に対する要請</u> 〔県〕 (1) <u>災害対策本部室は災害発生時に、管内市町村から食料の供給要請があった場合、県の備蓄食料の供給を行うこととし、地域振興局に輸送等の手配を依頼する。地域振興局において輸送が出来ない場合、予め締結された協定に基づいて長野県トラック協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合へ食料の輸送を要請する。</u> (4) 株式会社セブンイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート及び<u>株式会社イトーヨーカ堂</u>との協定に基づき食料の供給を要請する。 第18節 保健衛生、感染症予防活動 1 保健衛生活動 (4) <u>口腔衛生</u> <u>歯科衛生士による口腔衛生指導を行うとともに口腔衛生の維持に努める</u> 2 感染症予防活動 (6) <u>被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について</u>患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、<u>防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して</u>、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施するものとする。 <u>また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局において避難所の運営に必要な情報を共有するとともに、災害時には、関係機関と連携し、自宅療養者等の避難の確保のために必要な連絡・調整を行うものとする。</u> 第19節 遺体の捜索及び処置等の活動 災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者のすべて）が発生することが予想され、それら行方不明者等の身元確認、捜索、収容等を早急に実施する必要がある。	保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。 1 食料品等の調達 (2) 応援要請 <u>サ 佐久地域振興局長経由での県に対する要請</u> 〔県〕 (1) <u>地域振興局長は災害発生時に、管内市町村から備蓄食料の供給要請に備え、品目別に数量を確認するとともに、要請があった場合、当該地域振興局の備蓄食料の供給を行うことになっている。</u> <u>なお、市町村からの食料の要請量が当該地域振興局の備蓄により供給できなくなった場合は、他の地域振興局及び消防防災航空分室の備蓄食料の供給を行う。</u> (4) 株式会社セブンイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート及び<u>株式会社サークルKサンクス</u>との食料品等の調達に関する協定に基づき食料の供給を要請する。 第18節 保健衛生、感染症予防活動 1 保健衛生活動 <u>（新設）</u> 2 感染症予防活動 (6) <u>感染症</u>患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく消毒や<u>やねずみ族、昆虫等の駆除</u>等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施するものとする。 第19節 死体の捜索及び処置等の活動 災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者のすべて）が発生することが予想され、それら行方不明者等の身元確認、捜索、収容等を早急に実施する必要がある。	県の地域防災計画の修正に合わせて修正 （食物アレルギー対応） P370 県の地域防災計画の修正に合わせて修正 （物資調達支援システムの活用、文言の追加・修正） P371 県の地域防災計画の修正に合わせて修正 （口腔ケア） P385 県の地域防災計画の修正に合わせて修正 （感染症対策） P369 実態に合わせた変更 （死体⇒遺体）

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄
このため、迅速かつ的確な行方不明者の捜索を行うとともに、死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。 2 遺体の収容処理 (1) 遺体の収容 ア 市は、死体を搬送し一定の場所に安置する。遺体の安置所は、被災現場付近の公共建築物等適当な場所とする。ただし、適当な建物がない場合は、天幕、幕張等の設備を設ける。 イ 遺体の保存についての棺、ドライアイス等の確保については、「長野県市町村災害時相互応援協定」（資料5－6参照）等に基づき、県又は他市町村に調達・供給を要請し、その調整を図る。 (2) 遺体の検案・処置等 ア 市は、警察及び医療機関等の協力を得て、遺体の検案（医師による死因その他の医学的検査）を行うとともに、検視及び検案を終了した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。 イ 市は、県及び警察と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等に関し、報道機関等を通じて住民に対する広報に努める。 (3) 身元不明遺体の処理 ア 身元不明の遺体については、市が警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。 イ 遺体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱う。 3 遺体の埋火葬 (1) 災害による犠牲者の遺族等は、死亡に係る所定の手続きを経て、速やかに遺体の埋火葬を行う。 また、遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、市が埋火葬を行う。 (2) 災害救助法が適用された場合の遺体の埋火葬は、応急的処理程度のものを行い、棺及び骨つば等の現物を実際に埋火葬する者に支給する。 第20節 廃棄物の処理活動 6 経費の報告 被災地の災害廃棄物の処理に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後速やかに佐久地域振興局へ報告するものとする。 第23節 ライフライン施設応急活動 各施設の緊急連絡先及び方法 (資料1－2のとおり) 第24節 災害広報活動 1 住民等への的確な情報の伝達 (2) 災害発生直後	このため、迅速かつ的確な行方不明者の捜索を行うとともに、死者が発生した場合は、死体の処理等を適切に行う。 2 死体の収容処理 (1) 死体の収容 ア 市は、死体を搬送し一定の場所に安置する。死体の安置所は、被災現場付近の公共建築物等適当な場所とする。ただし、適当な建物がない場合は、天幕、幕張等の設備を設ける。 イ 死体の保存についての棺、ドライアイス等の確保については、「長野県市町村災害時相互応援協定」（資料5－6参照）等に基づき、県又は他市町村に調達・供給を要請し、その調整を図る。 (2) 死体の検案・処置等 ア 市は、警察及び医療機関等の協力を得て、死体の検案（医師による死因その他の医学的検査）を行うとともに、検視及び検案を終了した死体について、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。 イ 市は、県及び警察と連携し、死体安置所の設置状況及び死体収容状況等に関し、報道機関等を通じて住民に対する広報に努める。 (3) 身元不明死体の処理 ア 身元不明の死体については、市が警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。 イ 死体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱う。 3 死体の埋火葬 (1) 災害による犠牲者の遺族等は、死亡に係る所定の手続きを経て、速やかに死体の埋火葬を行う。 また、死体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、市が埋火葬を行う。 (2) 災害救助法が適用された場合の死体の埋火葬は、応急的処理程度のものを行い、棺及び骨つば等の現物を実際に埋火葬する者に支給する。 第20節 廃棄物の処理活動 6 経費の報告 被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後原則として10日以内に保健所へ報告する 第23節 ライフライン施設応急活動 各施設の緊急連絡先及び方法 (資料1－2のとおり) 第24節 災害広報活動 1 住民等への的確な情報の伝達 (2) 災害発生直後	県の地域防災計画の修正に合わせて修正 (事務手続き変更) P369 緊急連絡先について連絡先の更新 P414

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄
カ 避難（<u>避難指示</u>、対象地区等）に関する情報 2 広報の手段 (5) その他 市のホームページ、さくネット、<u>地域コミュニケーションシステム（さくステ）、ソーシャルメディア</u>、防災無線（無料）テレホンサービス、区貸与スマートフォン、掲示板、広報紙等により、周知する。 第25節 土砂災害等応急活動 1 大規模土砂災害対策 (2) 避難誘導 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示<u>等</u>の処置を講ずる。 2 地すべり等応急活動 (2) 避難誘導 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の応急活動を実施する。 3 土石流応急活動 (2) 避難誘導 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講ずる。 4 かけ崩れ応急対策 (1) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講ずる。 第28節 河川施設等応急活動 1 河川施設等応急対策 (2) 避難誘導 災害の状況等を住民に伝達するとともに、必要に応じて危険地域の住民への<u>避難指示、緊急安全確保</u>の応急活動を実施する。 2 香坂ダム対策 風水害による被害が発生あるいは発生するおそれのある場合は、香坂ダム操作規程に基づき<u>対応する。</u> <u>(1) 対応内容</u> <u>水位上昇により放流を行う場合は、下流域の住民にダム警報車等を用いて注意を促すとともに、関係機関に通報する。</u>	カ 避難（<u>勧告・指示</u>、対象地区等）に関する情報 2 広報の手段 (5) その他 市のホームページ、さくネット、防災無線（無料）テレホンサービス、地域コミュニケーションシステム、区貸与スマートフォン、掲示板、広報紙等により、周知する。 第25節 土砂災害等応急活動 1 大規模土砂災害対策 (2) 避難誘導 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて<u>避難勧告、避難指示等</u>の処置を講ずる。 2 地すべり等応急活動 (2) 避難誘導 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて<u>避難勧告、避難指示等</u>の応急活動を実施する。 3 土石流応急活動 (2) 避難誘導 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて<u>避難勧告、避難指示等</u>の処置を講ずる。 4 かけ崩れ応急対策 (1) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて<u>避難勧告、避難指示等</u>の処置を講ずる。 第28節 河川施設等応急活動 1 河川施設等応急対策 (2) 避難誘導 災害の状況等を住民に伝達するとともに、必要に応じて危険地域の住民への<u>避難勧告・指示等</u>の応急活動を実施する。 2 香坂ダム<u>応急</u>対策 風水害による被害が発生あるいは発生するおそれのある場合は、<u>河川法の諸規程及び香坂ダム操作規程に基づき、警戒体制をとり応急活動を行う対応する。</u> <u>(1) 警戒体制</u> <u>市は、次に掲げるときから洪水等風水害のおそれがないと認められるまでの間、警戒体制をとり災害の発生あるいは拡大を防止するとともに、応急活動を実施する。</u> <u>ア 長野地方気象台が暴風警報、大雨警報を発令したとき</u>	実態に合わせた変更（さくステ）P417 国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正に合わせて修正（災害対策基本法の修正）P418 国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正に合わせて修正（災害対策基本法の修正）P421 実態に合わせた修正 香坂ダムの対策は2章24節河川施設等災害予防計画による、

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄
第29節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動 5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策 県が行う緊急点検結果に基づき、<u>避難指示等</u>の必要な措置をとる。 第30節 ため池災害応急活動 2 被害発生時の対応 (2) 災害の状況等を住民に伝達するとともに、必要に応じて危険地域の住民への<u>避難指示等</u>の応急活動を実施する。 第31節 農林水産物災害応急活動 1 農産物災害応急対策 (1) 応急対策活動 ア 農業<u>農村支援</u>センター、農協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を<u>農業農村支援センター</u>に報告する。 第33節 飼養動物の保護対策 (1) <u>関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずるものとする。</u> (2) 特定動物、家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携のもと必要な措置を講ずる。 (3) <u>ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努めるものとする。</u> (4) <u>市は、災害時における動物の健康及び安全の保持した適正な取り扱い及び、避難所に避難した際の避難所のルールに従った適正な飼育について、飼い主に対する周知を図る。</u> 第34節 ボランティアの受入れ体制 <u>被災地では、大量かつ広範な片付けや生活支援などのボランティアニーズが発生するため、被災地内外からのボランティアを受入れ、公助による支援との</u>	<u>イ その他洪水等の災害が発生あるいは発生するおそれがあるとき</u> <u>(2) 活動内容</u> <u>ア 警戒体制をとった場合は、直ちにダム施設の点検を実施する。</u> <u>イ 点検の結果、異常が認められた場合は関係機関に報告する。</u> <u>ウ 水位上昇により緊急放流を行う場合は、下流域の住民にダム警報車等を持ちいて注意を促すとともに、関係機関に通報する。</u> <u>エ 下流域に重大な被害を及ぼすおそれがある場合は、危険区域を定めて住民の避難を検討する。</u> 第29節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動 5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策 県が行う緊急点検結果に基づき、<u>避難勧告</u>等の必要な措置をとる。 第30節 ため池災害応急活動 2 被害発生時の対応 (2) 災害の状況等を住民に伝達するとともに、必要に応じて危険地域の住民への<u>避難勧告・指示等</u>の応急活動を実施する。 第31節 農林水産物災害応急活動 1 農産物災害応急対策 (1) 応急対策活動 ア 農業<u>改良普及</u>センター、農協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を<u>佐久地域振興局</u>に報告する。 第33節 飼養動物の保護対策 (1) <u>市は、被災地における逸走犬等の保護等については、県、飼い主、その他関係機関との連携のもと必要な措置を講ずる。</u> (2) <u>市は、</u>特定動物、家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携のもと必要な措置を講ずる。 (3) <u>飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び、動物の愛護及び管理に関する条例(平成21年長野県条例第16号)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。</u> (4) <u>避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。</u> 第34節 ボランティアの受入れ体制 <u>災害時においては、大量かつ広範なボランティアが必要となり、それに迅速に対応することが求められる。</u>	国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正に合わせて修正（災害対策基本法の修正） 県の地域防災計画の修正に合わせて修正（組織改正）p441 県の地域防災計画の修正に合わせて修正（飼育動物体制について）p449 県の地域防災計画の修正に合わせて修正（ボランティア受け入れ）

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄
<u>調整を図り、円滑かつ効率的な支援に結び付けることが求められる。</u> <u>そのため、ボランティアに期待する支援活動の量や期間について速やかに見直しを作成し、時間の経過とともに変化する被災者のボランティアニーズに合わせて、受入れ体制の確保やボランティアの活動拠点を整備し、ボランティア活動の支援を行う</u>よう努める。 1 ボランティア活動の支援 (1) 受入体制等の整備 イ 被災地における<u>被災者のボランティアニーズ</u>の把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。 エ ボランティアの需給状況等について、随時県に報告するものとする<u>とともに、必要に応じて、県、県社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、支援の質の向上に努める。</u> <u>カ 県から事務の委託を受けて行う共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u> (2) 活動拠点等の確保 ウ ボランティア活動を支援するため、必要に応じ<u>ボランティア活動上の安全確保を図るとともに社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達に協力し、ボランティア活動の円滑かつ効果的な実施を支援するものとする。</u> 第36節 災害救助法の適用 4 救助の実施 <u>別表 救助の実施要領の基準（概要）</u> 第4章 災害復旧・復興計画 第1節 復旧・復興の基本方針の決定 2 災害復旧事業実施体制 (2) 支援要請 実施体制の確立を図るため、災害の規模に応じて、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、指定地方公共団体等からの職員の派遣・応援等が必要な場合は、これらの機関等と協議のうえ、支援の要請を行うものとする。 <u>特に、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。</u> 第2節 迅速な現状復旧の進め方 1 被災施設の復旧等 (1) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとと	<u>災害時に全国各地から集まるボランティアについて窓口を設置し、適切な受入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。</u> 1 ボランティア活動の支援 (1) 受入体制等の整備 イ 被災地における<u>ボランティアの必要性</u>の把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。 エ ボランティアの需給状況等について、随時県に報告する<u>ものとする。</u> <u>カ（新設）</u> (2) 活動拠点等の確保 ウ ボランティア活動を支援するため、必要に応じ<u>て物資、資機材等の提供を行う。</u> 第36節 災害救助法の適用 4 救助の実施 <u>別表 救助の実施要領の基準（概要）</u> 第4章 災害復旧・復興計画 第1節 復旧・復興の基本方針の決定 2 災害復旧事業実施体制 (2) 支援要請 実施体制の確立を図るため、災害の規模に応じて、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、指定地方公共団体等からの職員の派遣・応援等が必要な場合は、これらの機関等と協議のうえ、支援の要請を行うものとする。 <u>特に、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。</u> 第2節 迅速な現状復旧の進め方 1 被災施設の復旧等 (1) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとと	<u>れ体制について）</u> p449 別表を基準の改訂（別紙） 県の地域防災計画の修正に合わせて修正（復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用） p449

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄
もに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。 特に、人命に関わる重要施設、<u>電気、通信等のライフライン施設については</u>、早期に復旧できるよう体制等を強化する。 2 災害廃棄物処理 (1) 災害廃棄物の処理、処分方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬処分を図り、災害廃棄物の円滑で適切な処理を行う。<u>加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。</u>また、災害廃棄物の処理に当たっては、次の事項について留意する。 3 適用の手続き 第5節 被災者等の生活再建等の支援 1 住宅対策 (1) <u>災害復興住宅融資および県災害復興住宅建設等補助金制度の周知</u> 住宅金融支援機構が実施する災害復興住宅融資および県が実施する災害復興住宅建設等 補助金交付制度等の情報提供を行うとともに、必要に応じ、相談窓口の開設等に協力する。また、申込みに必要な、<u>り災証明書の発行を行う。</u> 第6節 被災中小企業等の復興 (2) <u>日本政策</u>金融公庫資金 <u>株式会社日本政策</u>金融公庫法等に基づき被災農林<u>水産</u>業者及びその組織する団体に対し、次という農林<u>水産</u>業資金の融通をする。	に、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。 特に、人命に関わる重要施設<u>に対しては</u>、早期に復旧できるよう体制等を強化する。 2 災害廃棄物処理 (1) 災害廃棄物の処理、処分方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬処分を図り、災害廃棄物の円滑で適切な処理を行う。また、災害廃棄物の処理に当たっては、次の事項について留意する。 3 適用の手続き 第5節 被災者等の生活再建等の支援 1 住宅対策 (1) <u>災害復興住宅建設等補助金</u> <u>住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会を行い、申込みに必要な罹災証明の発行を行う。</u> 第6節 被災中小企業等の復興 (2) <u>農林業</u>金融公庫資金 <u>農林業</u>金融公庫法等に基づき被災農林業者及びその組織する団体に対し、次という農林業資金の融通をする	県の地域防災計画の修正に合わせて修正 (ボランティア受け入れについて) 実態に合わせた修正 (県から国へは報告のみ) 県の地域防災計画の修正に合わせて修正 (制度の変更による) P558 実態に合わせた変更 (組織の名称変更) (水産業者追加) P562

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第3編 震災編）

新					旧					備考欄
第2章 災害予防計画 第24節 農林水産物災害予防計画 1 農産物災害予防計画 (1)農業農村支援センター、農協等と連携し、農水産業者等に対し次の予防技術等について周知徹底を図る。					第2章 災害予防計画 第24節 農林水産物災害予防計画 1 農産物災害予防計画 (1)農業改良普及センター、農協等と連携し、農業者等に対し次の予防技術等について周知徹底を図る。					県の地域防災計画に合わせて修正 （組織改正による） P686
第3章 災害応急対策計画 第1節 非常参集職員の活動 1 活動体制 災害応急対策に対処するため、状況下に応じ以下の活動体制をとる。					第3章 災害応急対策計画 第1節 非常参集職員の活動 1 活動体制 災害応急対策に対処するため、状況下に応じ以下の活動体制をとる。					実態に合わせた変更（活動体制の基準変更） ・南海トラフ地震に関連する情報の運用開始による。 ・南海トラフ地震で想定される市内の震度が5弱であることを受けての変更 P751
活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準	災害対策本部設置	活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準	災害対策本部設置	
警戒一次体制	○総務部、企画部、経済部、建設部職員及び支所総務税務係職員により、情報収集・伝達を行う。 ○総務部長が必要と認めた場合、部内職員及び支所総務税務係職員による増員を行う。	右の基準に該当したときから総務部長が配備の必要がないと認めたととき及び他の体制に移行したときまで	○市域に震度4の地震が発生したとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、総務部長が配備の必要があると認めたととき。	なし	警戒一次体制	○総務部職員及び支所総務税務係職員により、情報収集・伝達を行う。 ○総務部長が必要と認めた場合、部内職員及び支所総務税務係職員による増員を行う。	右の基準に該当したときから総務部長が配備の必要がないと認めたととき及び他の体制に移行したときまで	○市域に震度4の地震が発生したとき ○東海地震観測情報が発表されたとき	なし	
警戒二次体制	○各部局連絡網の確認、情報収集・伝達等を行う。 ○各部局が所管する施設、危険箇所等の点検・パトロール	右の基準に該当したときから市長が配備の必要がないと認めたととき及び	○市域に震度5弱の地震が発生したとき ○警戒一次体制の状況下で市長が必要と認めたととき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、総務部長が配備の必要があると認めたととき。	市長が必要と認めたととき設置	警戒二次体制	○各部局連絡網の確認、情報収集・伝達等を行う。 ○各部局が所管する施設、危険箇所等の点検・パトロール	右の基準に該当したときから市長が配備の必要がないと認めたととき及び	○市域に震度5弱の地震が発生したとき ○警戒一次体制の状況下で市長が必要と認めたととき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。	市長が必要と認めたととき設置	

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第3編 震災編）

新					旧					備考欄	
	ールを行 う。 ○状況によ り、緊急部 長会議を招 集する。	他の体 制に移 行した ときま で				ールを行 う。 ○状況によ り、緊急部 長会議を招 集する。	他の体 制に移 行した ときま で				
非常 体制	○災害発生直 前又は発生 後の体制 で、警戒二 次体制を強 化し、情報 の収集を行 い、応急活 動の準備を 整える。 ○事態の推移 に伴い、速 やかに災害 対策本部を 設置し、情 報収集、水 防、輸送、 医療、救護 等の応急対 策活動が円 滑に実施で きる体制と する。	右の 基準に 該当し たとき から、 警報等 が解除 された とき、 又は市 長が配 備の必 要がな いと認 めたと き及び 他の体 制に移 行した ときま で	○市域に震度5強の地 震が発生したとき <u>○（削除）</u> ○警戒二次体制の状況 下で市長が必要と認 めたとき ○その他市長が必要と 認めたとき	<u>自動的 に設置</u>	非常 体制	○災害発生直 前又は発生 後の体制 で、警戒二 次体制を強 化し、情報 の収集を行 い、応急活 動の準備を 整える。 ○事態の推移 に伴い、速 やかに災害 対策本部を 設置し、情 報収集、水 防、輸送、 医療、救護 等の応急対 策活動が円 滑に実施で きる体制と する。	右の 基準に 該当し たとき から、 警報等 が解除 された とき、 又は市 長が配 備の必 要がな いと認 めたと き及び 他の体 制に移 行した ときま で	○市域に震度5強の地 震が発生したとき <u>○東海地震注意情報又 は、南海トラフ地 震臨時情報（巨大 地震警戒）が発表 されたとき</u> ○警戒二次体制の状況 下で市長が必要と 認めたとき ○その他市長が必要と 認めたとき	<u>自動的 に設置</u>		
緊急 体制 （全 体）	○災害発生時 の体制で、 非常体制を 強化し、広 域的又は大 規模な災害 に対処する	右の 基準に 該当し たとき から、 市長が 配備の 必要が	○特別警報が発表され たとき ○市域に震度6強以上 の地震が発生したと き <u>○（削除）</u>	自動的 に設置	緊急 体制 （全 体）	○災害発生時 の体制で、 非常体制を 強化し、広 域的又は大 規模な災害 に対処する	右の 基準に 該当し たとき から、 市長が 配備の 必要が	○特別警報が発表され たとき ○市域に震度6強以上 の地震が発生した とき <u>○東海地震予知情報が 発表されたとき</u>	自動的 に設置		

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第3編 震災編）

新					旧					備考欄
	体制とする。 ○市の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、各所属職員全員を配備する。 ○事態の推移により必要な人員による体制を構築する。	ないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで	<u>○（削除）</u> ○その他市長が必要と認めたとき ○市全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき			体制とする。 ○市の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、各所属職員全員を配備する。 ○事態の推移により必要な人員による体制を構築する。	ないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで	<u>○東海地震に係る警戒宣言が発表されたとき</u> ○その他市長が必要と認めたとき ○市全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき		
2 配備体制の決定及び配備指令の伝達					2 配備体制の決定及び配備指令の伝達					・南海トラフ地震 に関連する情報の 運用開始による。
配備指令発令様式					配備指令発令様式					
危機管理課より、お知らせします。					危機管理課より、お知らせします。					
①	1. ○日○時○分、 <u>南海トラフ地震臨時情報</u> が発表されました。				①	1. ○日○時○分、 <u>東海地震の警戒宣言</u> が発表されました。				
	2. ○○地域に、○○のため、○○発生のおそれがあります。					2. ○○地域に、○○のため、○○発生のおそれがあります。				
	3. ○○地区に、○○が発生しました。					3. ○○地区に、○○が発生しました。				
このため、○日○時○分、					このため、○日○時○分、					
②	1. 「警戒二次体制」が発令されました。指定職員は、直ちに参集し、災害応急対策活動に従事してください。				②	1. 「警戒二次体制」が発令されました。指定職員は、直ちに参集し、災害応急対策活動に従事してください。				
	2. 「非常体制」が発令されました。指定職員は、直ちに参集し、災害応急対策活動に従事してください。					2. 「非常体制」が発令されました。指定職員は、直ちに参集し、災害応急対策活動に従事してください。				
	3. 「緊急体制」が発令されました。指定職員は、直ちに参集し、災害応急対策活動に従事してください。					3. 「緊急体制」が発令されました。指定職員は、直ちに参集し、災害応急対策活動に従事してください。				
なお、災害に関する情報は、直ちに報告してください。					なお、災害に関する情報は、直ちに報告してください。					

・南海トラフ地震に関連する情報の運用開始による。

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第3編 震災編）

新	旧	備考欄																																																																																				
第3章 災害応急対策計画 第1節 非常参集職員の活動 3 職員の参集 動員配備人員の一般的基準に関する事項については、第2編第3章第1節「非常参集職員の活動」に準ずる。 (削除)	第3章 災害応急対策計画 第1節 非常参集職員の活動 3 職員の参集 (1) 動員配備人員の一般的基準 <table><tr><th>部・課等</th><th>警戒一次体制</th><th>警戒二次体制</th><th>非常体制</th><th>緊急体制(全体)</th></tr><tr><td rowspan="10">総務部</td><td>危機管理課</td><td>2</td><td>4</td><td>全職員</td><td>全職員</td></tr><tr><td>総務課</td><td>0</td><td>2</td><td>全職員</td><td>全職員</td></tr><tr><td>秘書課</td><td>0</td><td>1</td><td>全職員</td><td>全職員</td></tr><tr><td>財政課</td><td>0</td><td>2</td><td>全職員</td><td>全職員</td></tr><tr><td>税務課</td><td>0</td><td>0</td><td>全職員</td><td>全職員</td></tr><tr><td>収税課</td><td>0</td><td>0</td><td>全職員</td><td>全職員</td></tr><tr><td>臼田支所</td><td>1</td><td>2</td><td>全職員</td><td>全職員</td></tr><tr><td>浅科支所</td><td>1</td><td>2</td><td>全職員</td><td>全職員</td></tr><tr><td>望月支所</td><td>1</td><td>2</td><td>全職員</td><td>全職員</td></tr><tr><td>選挙管理委員会・監査委員事務局</td><td>0</td><td>0</td><td>全職員</td><td>全職員</td></tr><tr><td rowspan="5">企画部</td><td>企画課</td><td>0</td><td rowspan="5">2</td><td>9</td><td>全職員</td></tr><tr><td>広報広聴課</td><td>1</td><td>4</td><td>全職員</td></tr><tr><td>情報政策課</td><td>0</td><td>5</td><td>全職員</td></tr><tr><td>契約課</td><td>0</td><td>4</td><td>全職員</td></tr><tr><td>移住交流推進課</td><td>0</td><td>5</td><td>全職員</td></tr><tr><td>市民</td><td>市民課</td><td>0</td><td>2</td><td>9(出張所)</td><td>全職員</td></tr></table>	部・課等	警戒一次体制	警戒二次体制	非常体制	緊急体制(全体)	総務部	危機管理課	2	4	全職員	全職員	総務課	0	2	全職員	全職員	秘書課	0	1	全職員	全職員	財政課	0	2	全職員	全職員	税務課	0	0	全職員	全職員	収税課	0	0	全職員	全職員	臼田支所	1	2	全職員	全職員	浅科支所	1	2	全職員	全職員	望月支所	1	2	全職員	全職員	選挙管理委員会・監査委員事務局	0	0	全職員	全職員	企画部	企画課	0	2	9	全職員	広報広聴課	1	4	全職員	情報政策課	0	5	全職員	契約課	0	4	全職員	移住交流推進課	0	5	全職員	市民	市民課	0	2	9(出張所)	全職員	実態に合わせた変更 (非常参集活動内容の見直し) P754～ ・活動内容に避難指示、避難所開設の準備を追記
部・課等	警戒一次体制	警戒二次体制	非常体制	緊急体制(全体)																																																																																		
総務部	危機管理課	2	4	全職員	全職員																																																																																	
	総務課	0	2	全職員	全職員																																																																																	
	秘書課	0	1	全職員	全職員																																																																																	
	財政課	0	2	全職員	全職員																																																																																	
	税務課	0	0	全職員	全職員																																																																																	
	収税課	0	0	全職員	全職員																																																																																	
	臼田支所	1	2	全職員	全職員																																																																																	
	浅科支所	1	2	全職員	全職員																																																																																	
	望月支所	1	2	全職員	全職員																																																																																	
	選挙管理委員会・監査委員事務局	0	0	全職員	全職員																																																																																	
企画部	企画課	0	2	9	全職員																																																																																	
	広報広聴課	1		4	全職員																																																																																	
	情報政策課	0		5	全職員																																																																																	
	契約課	0		4	全職員																																																																																	
	移住交流推進課	0		5	全職員																																																																																	
市民	市民課	0	2	9(出張所)	全職員																																																																																	

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第3編 震災編）

新		旧					備考欄	
	健康部				含む)			
		人権同和課	0		3	全職員		
		健康づくり推進課	0	2	7	全職員		
		国保医療課	0		6	全職員		
	環境部	環境政策課	0	2	7	全職員		
		生活環境課	0		6	全職員		
		下水道課	0	2	全職員	全職員		
		新クリーンセンター整備推進室	0	0	4	全職員		
		福祉部	福祉課	0	2	全職員		
	子育て支援課		0	7		全職員		
	保育所		0	園長		全職員		
	高齢者福祉課		0	5		全職員		
	白田学園		施設職員配置基準による			全職員		
	経済部	農政課	1	2	全職員	全職員		
		耕地林務課		2	全職員	全職員		
		商工振興課	0	2	全職員	全職員		
		観光課	0		全職員	全職員		
		農業委員会事務局	0	0	全職員	全職員		
	建設部	土木課	1	6	全職員	全職員		
		道路建設課	0		全職員	全職員		

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第3編 震災編）

新		旧						備考欄			
			都市計画課	0		全職員	全職員				
			都市開発室	0		全職員	全職員				
			公園緑地課	0		全職員	全職員				
			建築住宅課	0		全職員	全職員				
		会計局	会計課	0	1	4	全職員				
		学 校 教育部	学校教育課	0	2	全職員	全職員				
			教育施設課	0		全職員	全職員				
			学校給食課	0		7	全職員				
			小中学校	学校職員配置基準による					全職員		
		社 会 教育部	生涯学習課	0	2	5	全職員				
			文化振興課	0		13	全職員				
			体育課	0		5	全職員				
			中央公民館	0		7	全職員				
			中央図書館	0		5	全職員				
			近代美術館	0		2	全職員				
		議会事務局		0	1	3	全職員				
		浅間 総合病 院	浅間総合病 院	0	1	浅間総合病院職員配置基 準による					
		4 佐久市災害対策本部の設置等		4 佐久市災害対策本部の設置等						気象庁の確認による修正 活動体制の見直しによる。 P756	
		市長は、次の場合、災害対策基本法第23条の2の規定により、佐久市災害対策本部を設置する。		市長は、次の場合、災害対策基本法第23条の2の規定により、佐久市災害対策本部を設置する。							
		(1) 災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき		(1) 災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき							
(2) 市域に震度5強以上の地震が発生したとき		(2) 市の地域に震度5強の地震が発生したとき									
		(3) 東海地震予知情報が発表されたとき									
		(4) 東海地震に係る警戒宣言が発表されたとき									

気象庁の確認による修正
活動体制の見直しによる。
P756

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第3編 震災編）

新	旧	備考欄
第27節 二次災害防止活動 1 建築物に係る二次災害防止対策 (1) 被災地において<u>被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士（以下「危険度判定士」という。）</u>が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項について実施する。 5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策 地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から住民を守るための措置を講ずる。 県が行う緊急点検結果の情報に基づき、避難<u>指示</u>等の必要な措置をとる。 第5章 東海地震に関する事前対策計画 第3節 情報収集伝達計画 2 地震予知情報等の伝達 (2) 収集・伝達すべき情報 収集あるいは伝達すべき主な情報の種類は次のとおり。 ア 避難の状況 イ 交通機関の運行及び道路交通の状況 ウ 防災関係機関の防災応急対策の実施状況 エ 情報の変容、流言等の状況 オ <u>避難指示</u>又は警戒区域の設定 カ 消防（水防）団員の配備命令 キ 市内事業所等に対する防災応急対策実施の指示 第3章 災害応急対策計画 第28節 ため池災害応急活動 1 基本方針 <u>地震によるため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認めた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。</u> 2 主な活動 <u>被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のために関係機関と調整を図る。</u> 3 活動の内容 (1) 基本方針 <u>あらかじめ定めた規模の地震が発生した場合には、対象となるため池について速やかに緊急点検を実施する。</u> <u>ため池が決壊した場合、もしくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等について把握するとともに、応急工事を実施する。</u>	第27節 二次災害防止活動 1 建築物に係る二次災害防止対策 (1) 被災地において<u>応急危険度判定士</u>が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項について実施する。 5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策 地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から住民を守るための措置を講ずる。 県が行う緊急点検結果の情報に基づき、避難<u>勧告</u>等の必要な措置をとる。 第5章 東海地震に関する事前対策計画 第3節 情報収集伝達計画 2 地震予知情報等の伝達 (2) 収集・伝達すべき情報 収集あるいは伝達すべき主な情報の種類は次のとおり。 ア 避難の状況 イ 交通機関の運行及び道路交通の状況 ウ 防災関係機関の防災応急対策の実施状況 エ 情報の変容、流言等の状況 オ 避難の<u>勧告・指示</u>又は警戒区域の設定 カ 消防（水防）団員の配備命令 キ 市内事業所等に対する防災応急対策実施の指示 第3章 災害応急対策計画 第28節 ため池災害応急活動 <u>「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</u> ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に	県の地域防災計画に合わせて修正（文言の修正） 国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正に合わせて修正（災害対策基本法の修正）P784 県の地域防災計画に合わせて修正（ため池災害応急活動）P785

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第3編 震災編）

新	旧	備考欄												
(2)実施計画 (ア)地震発生後の緊急点検の結果及び被害が生じた場合の状況は、速やかに県及び関係機関へ報告する。 (イ)人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。 (ウ)被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。 第5章 東海地震に関する事前対策計画 第2節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制 1 東海地震注意情報発表時の体制 市長は、東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報及び、東海地震予知情報が伝達されたときは、本編第3章第1節「非常参集職員の活動」により警戒配備体制をとり、次の業務を行う。 2 佐久市地震災害警戒本部 (1) 設置時期及び設置場所 設置の時期は、地震防災に関する警戒宣言が発令された時期とする。設置場所は、市役所本庁舎(4階特別会議室または、8階大会議室)に置く。 第3節 情報収集伝達計画 2 地震予知情報等の伝達 (2) 収集・伝達すべき情報 オ 避難の指示又は警戒区域の設定 「東海地震に関連する情報」の発表基準等 <table><tr><th>情報名称</th><th>情報の発表基準等</th></tr><tr><td>東海地震予知情報</td><td>【発表基準】 東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合 (3箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等)</td></tr><tr><td>東海地震注意情報</td><td>【発表基準】 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合 (2箇所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによる可能性が高まったと「判定会」が判断した場合等)</td></tr></table>	情報名称	情報の発表基準等	東海地震予知情報	【発表基準】 東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合 (3箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等)	東海地震注意情報	【発表基準】 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合 (2箇所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによる可能性が高まったと「判定会」が判断した場合等)	第5章 東海地震に関する事前対策計画 第2節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制 1 東海地震注意情報発表時の体制 市長は、東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報が伝達されたときは、本編第3章第1節「非常参集職員の活動」により警戒配備体制をとり、次の業務を行う。 2 佐久市地震災害警戒本部 (1) 設置時期及び設置場所 設置の時期は、地震防災に関する警戒宣言が発令された時期とする。設置場所は、市役所本庁舎市民ホールに置く。 第3節 情報収集伝達計画 2 地震予知情報等の伝達 (2) 収集・伝達すべき情報 オ 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定 「東海地震に関連する情報」の発表基準等 <table><tr><th>情報名称</th><th>情報の発表基準等</th></tr><tr><td>東海地震予知情報</td><td>【発表基準】 東海地震が発生するおそれがあると認められた場合(3箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等)</td></tr><tr><td>東海地震注意情報</td><td>【発表基準】 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合 (2箇所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによる可能性が高まったと「判定会」が判断した場合等)</td></tr></table>	情報名称	情報の発表基準等	東海地震予知情報	【発表基準】 東海地震が発生するおそれがあると認められた場合(3箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等)	東海地震注意情報	【発表基準】 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合 (2箇所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによる可能性が高まったと「判定会」が判断した場合等)	県の地域防災計画に合わせて修正 (地震情報) P952 実態に合わせた変更(災害対策本部の設置場所) P952 国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正に合わせて修正(災害対策基本法の修正) P953
情報名称	情報の発表基準等													
東海地震予知情報	【発表基準】 東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合 (3箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等)													
東海地震注意情報	【発表基準】 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合 (2箇所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによる可能性が高まったと「判定会」が判断した場合等)													
情報名称	情報の発表基準等													
東海地震予知情報	【発表基準】 東海地震が発生するおそれがあると認められた場合(3箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等)													
東海地震注意情報	【発表基準】 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合 (2箇所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによる可能性が高まったと「判定会」が判断した場合等)													

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第3編 震災編）

新		旧		備考欄
東海地震に関連する調査情報(臨時)	【発表基準】 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合 (1 箇所のひずみ計で有意な変化が観測された場合等)	東海地震に関連する調査情報(臨時)	【発表基準】 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合 (1 箇所のひずみ計で有意な変化が観測された場合等)	
東海地震に関連する調査情報(定例)	【発表基準】 毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合	東海地震に関連する調査情報(定例)	【発表基準】 毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合	
第5節 避難活動 1 避難の指示示及び誘導 (1) 避難対象地区 警戒宣言発令時に、本部長(市長)が避難指示 <u>を</u> する地区は、急傾斜地接近地区等災害の発生が予想される地区である。 (2) <u>避難指示等</u> の伝達方法 避難指示 <u>等</u> の伝達は、原則として区又は自主防災組織を通じて行う。 (3) 住民等への指導 範囲、避難場所、避難路及び <u>避難指示等</u> の伝達方法等について十分徹底を図るものとする。 避難対象地区に避難指示 <u>等</u> を行う際、自主防災組織、住民及び関係者に対し、次の指導を行う。 <u>カ 避難行動要支援者の避難救護</u>		第5節 避難活動 1 避難の <u>勧告・指示</u> 及び誘導 (1) 避難対象地区 警戒宣言発令時に、本部長(市長)が避難の <u>勧告及び</u> 指示する地区は、急傾斜地接近地区等災害の発生が予想される地区である。 (2) <u>勧告・指示</u> の伝達方法 避難の <u>勧告又は</u> 指示の伝達は、原則として区又は自主防災組織を通じて行う。 (3) 住民等への指導 範囲、避難場所、避難路及び <u>勧告又は</u> 指示の伝達方法等について十分徹底を図るものとする。 避難対象地区に避難の <u>勧告又は</u> 指示を行う際、自主防災組織、住民及び関係者に対し、次の指導を行う。 <u>カ 重度障がい者、高齢者等介護を要する者の避難救護</u>		国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正に合わせて修正(災害対策基本法の修正) P958
3 避難活動 避難は、区、自主防災組織を単位とした集団避難を原則とする。 (1) 避難の開始時期 イ 警戒区域以外の避難対象地域 避難指示、直ちに行う。		3 避難活動 避難は、区、自主防災組織を単位とした集団避難を原則とする。 (1) 避難の開始時期 イ 警戒区域以外の避難対象地域 避難 <u>勧告・指示後</u> 、直ちに行う。		県の地域防災計画に合わせて修正(文言の修正) P959
5 避難所の運営 (3) 避難地で避難生活をする者は、 <u>避難指示</u> を受けた者、帰宅困難者、滞留旅客等で、居住する場所を確保できない者とする。		5 避難所の運営 (3) 避難地で避難生活をする者は、 <u>避難の勧告又は指示</u> を受けた者、帰宅困難者、滞留旅客等で、居住する場所を確保できない者とする。		国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正に合わせて修正(災害対策基本法の修正) P959
第13節 自主防災組織の活動計画 4 避難活動 (2) <u>避難指示等</u> による事前避難の場合は、その内容を住民に伝達し、速やかな		第13節 自主防災組織の活動計画 4 避難活動 (2) <u>避難勧告又は指示等</u> による事前避難の場合は、その内容を住民に伝達し、速や		

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第3編 震災編）

新	旧	備考欄
集団避難に努める。 第6章 東海地震に関する事前対策計画 第2節～14節 各節の使用方法 第5章 東海地震に関する事前対策計画」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「東海地震」を「南海トラフ地震」に ●「東海地震注意情報」を「<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>」または「<u>巨大地震注意</u>」に ●（削除）	かな集団避難に努める。 第6章 東海地震に関する事前対策計画 第2節～14節 各節の使用方法 第5章 東海地震に関する事前対策計画」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「東海地震」を「南海トラフ地震」に ●「東海地震注意情報」を「<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>」に ●「<u>東海地震予知情報</u>」及び「<u>警戒宣言</u>」を「<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>」に	内閣府ガイドライン、県地域防災計画、気象台の確認（南海トラフ地震臨時情報への対応）

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第4編 火山編）

新	旧	備考欄																																																																														
第1章 総則 第2節 予防体制等の整備 1浅間山火山対策会議 浅間山の火山活動に伴う防災対策を総合的、計画的に推進するため、昭和56年に、県、関係市町（佐久市、小諸市、軽井沢町、御代田町）及び防災関係機関等による浅間山火山対策会議を設置している。 浅間山火山対策会議設置要綱、浅間山火山対策に関する確認事項については、資料14-1・14-2参照のこと。 2浅間山火山防災協議会 浅間山を取り巻く市町村及び関係機関及び火山専門家と、浅間山の火山災害に備えるため、平時から情報の共有化を図るとともに、浅間山の火山災害に関する情報交換と共通課題の研究、噴出時の避難について共同で検討を行うものとする。（資料14-1参照） 構成機関 <table><tr><td>長野県</td><td>気象庁浅間山火山防災連絡事務所</td></tr><tr><td>群馬県</td><td>国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所</td></tr><tr><td>長野県小諸市</td><td>国土交通省関東地方整備局長野国道事務所</td></tr><tr><td>長野県佐久市</td><td>国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所</td></tr><tr><td>長野県北佐久郡軽井沢町</td><td>林野庁関東森林管理局吾妻森林管理署</td></tr><tr><td>長野県北佐久郡御代田町</td><td>林野庁中部森林管理局東信森林管理署</td></tr><tr><td>群馬県吾妻郡長野原町</td><td>環境省信越自然環境事務所上信越高原国立公園管理事務所</td></tr><tr><td>群馬県吾妻郡嬬恋村</td><td>国土地理院関東地方測量部</td></tr><tr><td>気象庁東京管区气象台</td><td>長野県警察本部高速道路交通警察隊</td></tr><tr><td>気象庁長野地方气象台</td><td>長野県警察小諸警察署</td></tr><tr><td>気象庁前橋地方气象台</td><td>長野県警察佐久警察署</td></tr><tr><td>国土交通省関東地方整備局</td><td>長野県警察軽井沢警察署</td></tr><tr><td>陸上自衛隊第12旅団</td><td>群馬県警察本部警備部</td></tr><tr><td>陸上自衛隊第13普通科連隊</td><td>群馬県警察本部高速道路交通警察隊</td></tr><tr><td>長野県警察本部</td><td>群馬県警察長野原警察署</td></tr><tr><td>群馬県警察本部</td><td>群馬県警察高崎北警察署</td></tr><tr><td>佐久広域連合消防本部</td><td>群馬県警察安中警察署</td></tr><tr><td>吾妻広域消防本部</td><td>(株)西武プリンスホテルズワールドワイド</td></tr><tr><td>高崎市等広域消防局</td><td>しなの鉄道(株)</td></tr><tr><td>東京大学</td><td>日本大学</td></tr><tr><td>(株)ステップアウト</td><td>(株)白糸ハイランドウェイ</td></tr></table>	長野県	気象庁浅間山火山防災連絡事務所	群馬県	国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所	長野県小諸市	国土交通省関東地方整備局長野国道事務所	長野県佐久市	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所	長野県北佐久郡軽井沢町	林野庁関東森林管理局吾妻森林管理署	長野県北佐久郡御代田町	林野庁中部森林管理局東信森林管理署	群馬県吾妻郡長野原町	環境省信越自然環境事務所上信越高原国立公園管理事務所	群馬県吾妻郡嬬恋村	国土地理院関東地方測量部	気象庁東京管区气象台	長野県警察本部高速道路交通警察隊	気象庁長野地方气象台	長野県警察小諸警察署	気象庁前橋地方气象台	長野県警察佐久警察署	国土交通省関東地方整備局	長野県警察軽井沢警察署	陸上自衛隊第12旅団	群馬県警察本部警備部	陸上自衛隊第13普通科連隊	群馬県警察本部高速道路交通警察隊	長野県警察本部	群馬県警察長野原警察署	群馬県警察本部	群馬県警察高崎北警察署	佐久広域連合消防本部	群馬県警察安中警察署	吾妻広域消防本部	(株)西武プリンスホテルズワールドワイド	高崎市等広域消防局	しなの鉄道(株)	東京大学	日本大学	(株)ステップアウト	(株)白糸ハイランドウェイ	第1章 総則 第2節 予防体制等の整備 1浅間山火山対策会議 浅間山の火山活動に伴う防災対策を総合的、計画的に推進するため、昭和56年に、県、関係市町（佐久市、小諸市、軽井沢町、御代田町）及び防災関係機関等による浅間山火山対策会議を設置している。 浅間山火山対策会議設置要綱、浅間山火山対策に関する確認事項については、資料14-1・14-2参照のこと。 2浅間山火山防災協議会 浅間山を取り巻く市町村及び関係機関及び火山専門家と、浅間山の火山災害に備えるため、平時から情報の共有化を図るとともに、浅間山の火山災害に関する情報交換と共通課題の研究、噴出時の避難について共同で検討を行うものとする。（資料14-1参照） 構成機関 <table><tr><td>長野県</td><td>気象庁浅間山火山防災連絡事務所</td></tr><tr><td>群馬県</td><td>国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所</td></tr><tr><td>長野県小諸市</td><td>国土交通省関東地方整備局長野国道事務所</td></tr><tr><td>長野県佐久市</td><td>国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所</td></tr><tr><td>長野県北佐久郡軽井沢町</td><td>林野庁関東森林管理局吾妻森林管理署</td></tr><tr><td>長野県北佐久郡御代田町</td><td>林野庁中部森林管理局東信森林管理署</td></tr><tr><td>群馬県吾妻郡長野原町</td><td>環境省信越自然環境事務所上信越高原国立公園管理事務所</td></tr><tr><td>群馬県吾妻郡嬬恋村</td><td>国土地理院関東地方測量部</td></tr><tr><td>気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センター</td><td>長野県警察本部高速道路交通警察隊</td></tr><tr><td>気象庁長野地方气象台</td><td>長野県警察小諸警察署</td></tr><tr><td>気象庁前橋地方气象台</td><td>長野県警察佐久警察署</td></tr><tr><td>国土交通省関東地方整備局</td><td>長野県警察軽井沢警察署</td></tr><tr><td>陸上自衛隊第12旅団</td><td>群馬県警察本部警備部</td></tr><tr><td>陸上自衛隊第13普通科連隊</td><td>群馬県警察本部高速道路交通警察隊</td></tr><tr><td>長野県警察本部</td><td>群馬県警察長野原警察署</td></tr><tr><td>群馬県警察本部</td><td>群馬県警察高崎警察署</td></tr><tr><td>佐久広域連合消防本部</td><td>群馬県警察安中警察署</td></tr><tr><td>吾妻広域消防本部</td><td>(株)プリンスホテル</td></tr></table>	長野県	気象庁浅間山火山防災連絡事務所	群馬県	国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所	長野県小諸市	国土交通省関東地方整備局長野国道事務所	長野県佐久市	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所	長野県北佐久郡軽井沢町	林野庁関東森林管理局吾妻森林管理署	長野県北佐久郡御代田町	林野庁中部森林管理局東信森林管理署	群馬県吾妻郡長野原町	環境省信越自然環境事務所上信越高原国立公園管理事務所	群馬県吾妻郡嬬恋村	国土地理院関東地方測量部	気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センター	長野県警察本部高速道路交通警察隊	気象庁長野地方气象台	長野県警察小諸警察署	気象庁前橋地方气象台	長野県警察佐久警察署	国土交通省関東地方整備局	長野県警察軽井沢警察署	陸上自衛隊第12旅団	群馬県警察本部警備部	陸上自衛隊第13普通科連隊	群馬県警察本部高速道路交通警察隊	長野県警察本部	群馬県警察長野原警察署	群馬県警察本部	群馬県警察高崎警察署	佐久広域連合消防本部	群馬県警察安中警察署	吾妻広域消防本部	(株)プリンスホテル	浅間山火山対策会議解散 浅間山火山防災協議会へ移行済み P1052 校正機関の更新 (名称変更、新規追加) P1052
長野県	気象庁浅間山火山防災連絡事務所																																																																															
群馬県	国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所																																																																															
長野県小諸市	国土交通省関東地方整備局長野国道事務所																																																																															
長野県佐久市	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所																																																																															
長野県北佐久郡軽井沢町	林野庁関東森林管理局吾妻森林管理署																																																																															
長野県北佐久郡御代田町	林野庁中部森林管理局東信森林管理署																																																																															
群馬県吾妻郡長野原町	環境省信越自然環境事務所上信越高原国立公園管理事務所																																																																															
群馬県吾妻郡嬬恋村	国土地理院関東地方測量部																																																																															
気象庁東京管区气象台	長野県警察本部高速道路交通警察隊																																																																															
気象庁長野地方气象台	長野県警察小諸警察署																																																																															
気象庁前橋地方气象台	長野県警察佐久警察署																																																																															
国土交通省関東地方整備局	長野県警察軽井沢警察署																																																																															
陸上自衛隊第12旅団	群馬県警察本部警備部																																																																															
陸上自衛隊第13普通科連隊	群馬県警察本部高速道路交通警察隊																																																																															
長野県警察本部	群馬県警察長野原警察署																																																																															
群馬県警察本部	群馬県警察高崎北警察署																																																																															
佐久広域連合消防本部	群馬県警察安中警察署																																																																															
吾妻広域消防本部	(株)西武プリンスホテルズワールドワイド																																																																															
高崎市等広域消防局	しなの鉄道(株)																																																																															
東京大学	日本大学																																																																															
(株)ステップアウト	(株)白糸ハイランドウェイ																																																																															
長野県	気象庁浅間山火山防災連絡事務所																																																																															
群馬県	国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所																																																																															
長野県小諸市	国土交通省関東地方整備局長野国道事務所																																																																															
長野県佐久市	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所																																																																															
長野県北佐久郡軽井沢町	林野庁関東森林管理局吾妻森林管理署																																																																															
長野県北佐久郡御代田町	林野庁中部森林管理局東信森林管理署																																																																															
群馬県吾妻郡長野原町	環境省信越自然環境事務所上信越高原国立公園管理事務所																																																																															
群馬県吾妻郡嬬恋村	国土地理院関東地方測量部																																																																															
気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センター	長野県警察本部高速道路交通警察隊																																																																															
気象庁長野地方气象台	長野県警察小諸警察署																																																																															
気象庁前橋地方气象台	長野県警察佐久警察署																																																																															
国土交通省関東地方整備局	長野県警察軽井沢警察署																																																																															
陸上自衛隊第12旅団	群馬県警察本部警備部																																																																															
陸上自衛隊第13普通科連隊	群馬県警察本部高速道路交通警察隊																																																																															
長野県警察本部	群馬県警察長野原警察署																																																																															
群馬県警察本部	群馬県警察高崎警察署																																																																															
佐久広域連合消防本部	群馬県警察安中警察署																																																																															
吾妻広域消防本部	(株)プリンスホテル																																																																															

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第4編 火山編）

新					旧					備考欄
(一社) 全国治水砂防協会		東日本高速道路(株)関東支社 佐久長野 管理事務所			高崎市等広域消防局		しなの鉄道(株)			
群馬県高崎市		群馬県安中市			東京大学		(株)白糸ハイランドウェイ			
東日本旅客鉄道(株)長野支社		東日本旅客鉄道(株)高崎支社			(一社) 全国治水砂防協会		東日本高速道路(株)関東支社 佐久 管理事務所			
内閣府政策統括官(防災担当)		浅間山ジオパーク推進協議会			群馬県高崎市		東日本旅客鉄道(株)長野支社			
佐久広域連合事務局					群馬県安中市		東日本旅客鉄道(株)高崎支社			
第3章 災害応急対策計画 第1節 非常参集職員の活動					第3章 災害応急対策計画 第1節 非常参集職員の活動					
1 活動体制					1 活動体制					
災害応急対策に対処するため、状況下に応じ以下の活動体制をとる。					災害応急対策に対処するため、状況下に応じ以下の活動体制をとる。					
活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準	災害対策本部設置	活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準	災害対策本部設置	
警戒一次体制	○総務部、 企画部、経済部、建設部職員 及び支所総務税務係職員により、情報収集・伝達を行う。 ○総務部長が必要と認めた場合、部内職員及び支所総務税務係職員による増員を行う。	右基準に該当したときから、下記に該当するときまで ○噴火警戒レベル2からレベル1に切り替えられたとき ○総務部長が必要ないと認めたとき ○他の体制に移行したとき	○浅間山に関する噴火警報(火口周辺・噴火警戒レベル2)が発表された 場合 で、総務部長が配備の必要があると認めた場合。	市長が必要と認めたとき、警戒本部を設置	警戒一次体制	○総務部職員及び支所総務税務係職員により、情報収集・伝達を行う。 ○総務部長が必要と認めた場合、部内職員及び支所総務税務係職員による増員を行う。	右基準に該当したときから、下記に該当するときまで ○噴火警戒レベル2からレベル1に切り替えられたとき ○総務部長が必要ないと認めたとき ○他の体制に移行したとき	○浅間山に関する噴火警報(火口周辺・噴火警戒レベル2)が発表された とき で、総務部長が配備の必要があると認めたとき		
警戒二次体制	○災害発生前の体制で、各部局連絡網の確認、情報収集・伝達等を行う。 ○各部が所管する施設、危険箇所等の点検・	右の基準に該当したときから、下記に該当するときまで ○噴火警戒レベル3からレベル2に切り替えら	○浅間山に関する噴火警報(火口周辺・噴火警戒レベル3)が発表された 場合 で、市長が必要と認めたとき		警戒二次体制	○災害発生前の体制で、各部局連絡網の確認、情報収集・伝達等を行う。 ○各部が所管する施設、危険箇所等の点検・パトロールを行う。	右の基準に該当したときから、下記に該当するときまで ○噴火警戒レベル3からレベル2に切り替えられたとき ○市長が配備の	○浅間山に関する噴火警報(火口周辺・噴火警戒レベル3)が発表された とき		

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第4編 火山編）

新					旧					備考欄
	パトロールを行う。 ○情報収集活動が円滑に行える体制とする。 ○状況により、緊急部長会議を招集する。	れたとき ○市長が配備の必要がないと認めたとき ○他の体制に移行したとき	○警戒一次体制の状況下で市長が必要と認めたとき			○情報収集活動が円滑に行える体制とする。 ○状況により、緊急部長会議を招集する。	必要がないと認めたとき ○他の体制に移行したとき	で、市長が必要と認めたとき ○警戒一次体制の状況下で市長が必要と認めたとき		実際に発表される形に即して変更P1151 特別警報＝噴火警報（居住地域・噴火警戒レベル４・５）
非常体制	○災害発生直前又は発生後の体制で、警戒体制を強化し、情報の収集を行い、応急活動の準備を整える。 ○事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置し、危険地域の情報収集、被害情報調査を行い応急対策が円滑に実施できる体制とする。	右の基準に該当したときから、下記に該当するときまで ○噴火警戒レベル４・５からレベル３へ切替えられたとき ○市長が配備の必要がないと認めたとき ○他の体制に移行したとき	○ <u>浅間山に関する</u> 噴火警報（居住地域・噴火警戒レベル４・５）が発表されたとき ○その他市長が必要と認めたとき	自動的に設置	非常体制	○災害発生直前又は発生後の体制で、警戒体制を強化し、情報の収集を行い、応急活動の準備を整える。 ○事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置し、危険地域の情報収集、被害情報調査を行い応急対策が円滑に実施できる体制とする。	右の基準に該当したときから、下記に該当するときまで ○噴火警戒レベル４・５からレベル３へ切替えられたとき ○市長が配備の必要がないと認めたとき ○他の体制に移行したとき	○ <u>特別警報が発表されたとき</u> ○噴火警報（居住地域・噴火警戒レベル４・５）が発表されたとき ○その他市長が必要と認めたとき	自動的に設置	
第３章 災害応急対策計画 第１節 非常参集職員の活動 ３ 職員の参集 動員配備人員の一般的基準に関する事項については、第２編第３章第１節「非常参集職員の活動」に準ずる。					第３章 災害応急対策計画 第１節 非常参集職員の活動 ３ 職員の参集 (1) 動員配備人員の一般的基準					
					部・課等	警戒一次体制	警戒二次体制	非常体制	緊急体制（全体）	

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第4編 火山編）

新		旧						備考欄
	総務部	危機管理課	2	4	全職員	全職員	警戒２次体制に避難情報発信する場合の動員人数を追記 P1153～	
		総務課	0	2	全職員	全職員		
		秘書課	0	1	全職員	全職員		
		財政課	0	2	全職員	全職員		
		税務課	0	0	全職員	全職員		
		収税課	0	0	全職員	全職員		
		臼田支所	1	2	全職員	全職員		
		浅科支所	1	2	全職員	全職員		
		望月支所	1	2	全職員	全職員		
		選挙管理委員会・監査委員事務局	0	0	全職員	全職員		
	企画部	企画課	0	2	9	全職員		
		広報広聴課	1		4	全職員		
		情報政策課	0		5	全職員		
		契約課	0		4	全職員		
		移住交流推進課	0		5	全職員		
	市民健康部	市民課	0	2	9（出張所含む）	全職員		
		人権同和課	0		3	全職員		
		健康づくり推進課	0	2	7	全職員		
		国保医療課	0		6	全職員		
	環境部	環境政策課	0	2	7	全職員		
		生活環境課	0		6	全職員		

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第4編 火山編）

新		旧						備考欄
		下水道課	0	2	全職員	全職員		
		新クリーン センター整備 推進室	0		4	全職員		
	福祉部	福祉課	0	2	全職員	全職員		
		子育て支援 課	0		7	全職員		
		保育所	0		園長	全職員		
		高齢者福祉 課	0		5	全職員		
		白田学園	施設職員配置基準による			全職員		
	経済部	農政課	1	2	全職員	全職員		
		耕地林務課		2	全職員	全職員		
		商工振興課	0	2	全職員	全職員		
		観光課	0		全職員	全職員		
		農業委員会 事務局	0	0	全職員	全職員		
	建設部	土木課	1	6	全職員	全職員		
		道路建設課	0		全職員	全職員		
		都市計画課	0		全職員	全職員		
		都市開発室	0		全職員	全職員		
		公園緑地課	0		全職員	全職員		
		建築住宅課	0		全職員	全職員		
	会計局	会計課	0	1	4	全職員		
	学 校	学校教育課	0	2	全職員	全職員		

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第4編 火山編）

新	旧					備考欄	
5 広域的応援体制 浅間山火山防災協議会の情報伝達系統図 巻末資料5 情報連絡系統図:長野県ルート	教育部	教育施設課	0		全職員	全職員	県の地域防災計画の修正に合わせて修正 (火山防災協議会の体制へ変更)
		学校給食課	0		7	全職員	
	小中学校	学校職員配置基準による			全職員		
社会教育部	生涯学習課	0	2	5	全職員		
	文化振興課	0		13	全職員		
	体育課	0		5	全職員		
	中央公民館	0		7	全職員		
	中央図書館	0		5	全職員		
	近代美術館	0		2	全職員		
議会事務局		0	1	3	全職員		
浅間総合病院	浅間総合病院	0	1	浅間総合病院職員配置基準による			

5 広域的応援体制 浅間山火山対策会議の情報伝達系統図					
--------------------------------	--	--	--	--	--

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第4編 火山編）

新	旧	備考欄																																										
第2節 災害発生直前の対策 1 噴火警報等の種類と発表 (1) 噴火警報・予報 ア 噴火警報・予報の種類 (ア) 噴火警報 気象業務法第13条の規定により、<u>気象庁</u>は、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で噴火警報を発表する。なお、活動火山対策特別措置法第21条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱う。 (イ) 噴火予報 気象業務法第13条の規定により、<u>気象庁</u>は、火山活動が<u>静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合と予想される場合</u>に噴火予報を発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。 イ 噴火警戒レベル <u>気象庁</u>は、噴火警報・予報に含めて、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて、噴火警戒レベルを発表する。(資料14-5参照)。以下に、浅間山のレベル表を示す。 <table><tr><th>名称</th><th>対象範囲</th><th>レベル (キーワード)</th><th>防災対応</th></tr><tr><td rowspan="2">噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報</td><td rowspan="2">居住地域及びそれより火口側</td><td>5 (避難)</td><td><u>危険な居住地域からの避難等が必要。</u></td></tr><tr><td>4 (<u>高齢者等避難</u>)</td><td><u>警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等。</u></td></tr><tr><td rowspan="2">噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報</td><td>火口から居住地域近くまで</td><td>3 (入山規制)</td><td>防災対応の範囲を拡大 (<u>火口から4km以内規制、4kmを越える範囲で注意喚起、一時規制等。</u>) (<u>状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。</u>)</td></tr><tr><td>火口周辺</td><td>2 (火口周辺規制)</td><td><u>火口周辺への立入規制等。</u> (火口から2km以内規制)</td></tr><tr><td>噴火予報</td><td>火口内等</td><td>1 (活火山であることに留意)</td><td><u>状況に応じて火口内への立入規制等。</u> (火口から500m以内規制)</td></tr></table>	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	防災対応	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	<u>危険な居住地域からの避難等が必要。</u>	4 (<u>高齢者等避難</u>)	<u>警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等。</u>	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	防災対応の範囲を拡大 (<u>火口から4km以内規制、4kmを越える範囲で注意喚起、一時規制等。</u>) (<u>状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。</u>)	火口周辺	2 (火口周辺規制)	<u>火口周辺への立入規制等。</u> (火口から2km以内規制)	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	<u>状況に応じて火口内への立入規制等。</u> (火口から500m以内規制)	第2節 災害発生直前の対策 1 噴火警報等の種類と発表 (1) 噴火警報・予報 ア 噴火警報・予報の種類 (ア) 噴火警報 気象業務法第13条の規定により、<u>気象庁火山監視・情報センター</u>は、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で噴火警報を発表する。なお、活動火山対策特別措置法第21条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱う。 (イ) 噴火予報 気象業務法第13条の規定により、<u>気象庁火山監視・情報センター</u>は、火山活動が<u>静穏（平常）な状態が予想される場合</u>に噴火予報を発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。 イ 噴火警戒レベル <u>気象庁火山監視・情報センター</u>は、噴火警報・予報に含めて、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて、噴火警戒レベルを発表する。(資料14-5参照)。以下に、浅間山のレベル表を示す。 浅間山のレベル <table><tr><th>名称</th><th>対象範囲</th><th>レベル (キーワード)</th><th>防災対応</th></tr><tr><td rowspan="2">噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報</td><td rowspan="2">居住地域及びそれより火口側</td><td>5 (避難)</td><td><u>居住地域避難等</u></td></tr><tr><td>4 (<u>避難準備 高齢者等避難</u>)</td><td><u>居住地域避難準備（自主避難、要配慮者避難あり）</u></td></tr><tr><td rowspan="2">噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報</td><td>火口から居住地域近くまで</td><td>3 (入山規制)</td><td>防災対応の範囲を拡大 (4kmを越える範囲で注意喚起、一時規制等。)</td></tr><tr><td>火口周辺</td><td>2 (火口周辺規制)</td><td><u>登山禁止</u> (火口から2km以内規制)</td></tr><tr><td>噴火予報</td><td>火口内等</td><td>1 (活火山であることに留意)</td><td><u>火口付近立入禁止</u> (火口から500m以内規制)</td></tr></table>	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	防災対応	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	<u>居住地域避難等</u>	4 (<u>避難準備 高齢者等避難</u>)	<u>居住地域避難準備（自主避難、要配慮者避難あり）</u>	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	防災対応の範囲を拡大 (4kmを越える範囲で注意喚起、一時規制等。)	火口周辺	2 (火口周辺規制)	<u>登山禁止</u> (火口から2km以内規制)	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	<u>火口付近立入禁止</u> (火口から500m以内規制)	県の地域防災計画の修正に合わせて修正 (標記方法の変更) P1181 気象台より (文言の統一)
名称	対象範囲	レベル (キーワード)	防災対応																																									
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	<u>危険な居住地域からの避難等が必要。</u>																																									
		4 (<u>高齢者等避難</u>)	<u>警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等。</u>																																									
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	防災対応の範囲を拡大 (<u>火口から4km以内規制、4kmを越える範囲で注意喚起、一時規制等。</u>) (<u>状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。</u>)																																									
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	<u>火口周辺への立入規制等。</u> (火口から2km以内規制)																																									
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	<u>状況に応じて火口内への立入規制等。</u> (火口から500m以内規制)																																									
名称	対象範囲	レベル (キーワード)	防災対応																																									
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	<u>居住地域避難等</u>																																									
		4 (<u>避難準備 高齢者等避難</u>)	<u>居住地域避難準備（自主避難、要配慮者避難あり）</u>																																									
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	防災対応の範囲を拡大 (4kmを越える範囲で注意喚起、一時規制等。)																																									
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	<u>登山禁止</u> (火口から2km以内規制)																																									
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	<u>火口付近立入禁止</u> (火口から500m以内規制)																																									

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第4編 火山編）

新	旧	備考欄
(3) 火山情報等 ア <u>火山の状況に関する解説情報</u> <u>気象庁は、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性がある」と判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</u> <u>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要がある」と判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。</u> イ 火山活動解説資料 <u>気象庁は、写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、火山活動解説資料を随時及び定期的に発表する。</u> <u>2 火山情報の伝達系統</u> <u>○噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報（臨時）等伝達系統図</u>	(3) 火山情報等 ア <u>気象庁火山監視・情報センターは、火山性地震の回数など火山活動の状況を知らせるために、火山の状況に関する解説情報を発表する。</u> イ 火山活動解説資料 <u>気象庁火山監視・情報センターは、防災活動の利用に適合するよう火山観測の成果、統計及び調査の成果等を編集した火山活動解説資料を必要に応じ作成し、発表する。</u> <u>2 火山情報の伝達系統</u> <u>○臨時火山情報、緊急火山情報、火山観測情報の等伝達系統図</u>	気象台より （文言の統一） 県の地域防災計画の修正に合わせて修正 （火山防災協議会の体制へ変更）

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第4編 火山編）

新	旧	備考欄
第3節 情報の収集・連絡及び通信の確保 (6) 災害対策の状況 ア 災害対策本部の設置状況 <u>(削除)</u> <u>イ</u> 医療救護班の配置状況 <u>ウ</u> 避難車両の配置状況 第7節 避難収容活動 1 避難活動体制 市長は、火山防災マップ等を活用し、火山噴火により住民の生命、身体等に危険があると判断された場合、又は浅間山の火山活動に関する検討会の検討結果等を踏まえ、必要に応じて<u>高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保避難（以下避難指示等という）を発令するとともに</u>、安全に避難者の誘導を実施するなど、迅速かつ円滑な避難対策をとるものとする。 (1) 事前避難 市長は、火山現象に異状が確認され、災害が発生するおそれがあると認めるときは、事前に住民、登山者及び観光客等に対して<u>避難指示等を発令し</u>、避難者を誘導する。 <u>避難を指示する</u>ときは、避難場所を明示し、所定の伝達体制により住民等に伝達する。 (2) 緊急避難 市長は、火山現象により、住民等の生命及び身体の保護が緊急を要すると認めるときは、住民等に<u>避難指示等を発令する</u>。 <u>避難指示等</u>の伝達に当たっては、緊急である旨及び避難場所を付言し、諸対策に優先して行う。 (3) 最終避難 市長は、緊急避難ののち危険性が一時的に消滅したと認めるときで、さらに遠方に避難する必要があると認めるときは、緊急避難者に対して最終的に安全な場所への<u>避難を指示し</u>、避難者を誘導又は搬送する。 2 避難者の誘導方法 (2) 避難<u>指示等</u>の解除 市長は、<u>避難指示等</u>の解除に当たっては、浅間山の火山活動に関する検討会の検討結果を踏まえ行われる県の助言等を参考に、地域住民の生活と安全を十分に考慮した上で決定する。 3 避難所の開設 (2) 避難者の把握・安否確認 避難所ごとに避難者名簿を作成し、収容した避難者や住民の安否情報についての確認を行う。	第3節 情報の収集・連絡及び通信の確保 (6) 災害対策の状況 ア 災害対策本部の設置状況 <u>イ</u> <u>移動無線局の配置状況</u> <u>ウ</u> 医療救護班の配置状況 <u>エ</u> 避難車両の配置状況 第7節 避難収容活動 1 避難活動体制 市長は、火山防災マップ等を活用し、火山噴火により住民の生命、身体等に危険があると判断された場合、又は浅間山の火山活動に関する検討会の検討結果等を踏まえ、必要に応じて避難<u>勧告</u>等を行うとともに、安全に避難者の誘導を実施するなど、迅速かつ円滑な避難対策をとるものとする。 (1) 事前避難 市長は、火山現象に異状が確認され、災害が発生するおそれがあると認めるときは、事前に住民、登山者及び観光客等に対して<u>避難を勧告、又は指示し</u>、避難者を誘導する。 <u>避難を勧告、又は指示する</u>ときは、避難場所を明示し、所定の伝達体制により住民等に伝達する。 (2) 緊急避難 市長は、火山現象により、住民等の生命及び身体の保護が緊急を要すると認めるときは、住民等に<u>避難を勧告又は指示する</u>。 <u>避難勧告又は指示</u>の伝達に当たっては、緊急である旨及び避難場所を付言し、諸対策に優先して行う。 (3) 最終避難 市長は、緊急避難ののち危険性が一時的に消滅したと認めるときで、さらに遠方に避難する必要があると認めるときは、緊急避難者に対して最終的に安全な場所への<u>避難を勧告又は指示し</u>、避難者を誘導又は搬送する。 2 避難者の誘導方法 (2) 避難<u>勧告</u>等の解除 市長は、<u>避難勧告・指示</u>の解除に当たっては、浅間山の火山活動に関する検討会の検討結果を踏まえ行われる県の助言等を参考に、地域住民の生活と安全を十分に考慮した上で決定する。 3 避難所の開設 (2) 避難者の把握・安否確認 避難所ごとに避難者名簿を作成し、収容した避難者や住民の安否情報についての確認を行う。	現状にあわせて修正 移動系無線の廃止による削除 国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正に合わせて修正（災害対策基本法の修正） P 国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正に合わせて修正（災害対策基本法

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第4編 火山編）

新	旧	備考欄
安否確認の際、情報の疎漏や事実誤認を避けるため、親類縁者の居住地に避難するなど、市指定の避難所に避難しない住民は、区長や近隣の住民等にその旨連絡するよう、避難指示<u>等</u>の発令の際に広報し、周知徹底を図る。 (3) 学校等における避難の実施 カ 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難<u>指示等</u>の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。 第4章 災害復旧・復興計画 第6節 継続災害への対応方針 1 避難対策 市は、浅間山火山防災協議会からの火山噴火の長期化や土石流発生のおそれなど火山現象に関する情報を、迅速かつ的確に、関係機関及び住民に伝達するための体制を整備するとともに、避難誘導体制の強化を図る。 なお、火山噴火等が長期化した場合には、火山の活動状況を考慮しつつ、状況に応じた避難<u>指示</u>、警戒区域の設定等、警戒避難体制の整備に努め、かつ、警戒区域の変更、状況の変化に応じた警戒避難対策に対し、適切な助言を行うなどの支援に努める。	安否確認の際、情報の疎漏や事実誤認を避けるため、親類縁者の居住地に避難するなど、市指定の避難所に避難しない住民は、区長や近隣の住民等にその旨連絡するよう、避難<u>勧告・指示</u>発令の際に広報し、周知徹底を図る。 (3) 学校等における避難の実施 カ 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難<u>勧告</u>の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。 第4章 災害復旧・復興計画 第6節 継続災害への対応方針 1 避難対策 市は、浅間山火山防災協議会からの火山噴火の長期化や土石流発生のおそれなど火山現象に関する情報を、迅速かつ的確に、関係機関及び住民に伝達するための体制を整備するとともに、避難誘導体制の強化を図る。 なお、火山噴火等が長期化した場合には、火山の活動状況を考慮しつつ、状況に応じた避難<u>勧告</u>、警戒区域の設定等、警戒避難体制の整備に努め、かつ、警戒区域の変更、状況の変化に応じた警戒避難対策に対し、適切な助言を行うなどの支援に努める。	の修正) 避難指示へ統一されたことによる変更、

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第5編 その他災害対策編）

新	旧	備考欄
第4節 鉄道災害対策 1 鉄道事故情報等の連絡 (2) 発見又は連絡に基づき、市及び県は直ちに、警戒体制の強化、避難<u>指示等</u>、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講ずる。 第5節 危険物等災害対策 第2 災害応急対策計画 2 災害拡大防止活動 (1) 引火、爆発又はそのおそれがある場合、地域住民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、防災行政無線、広報車等を利用した住民への広報や避難立ち退きの指示<u>等</u>を行う。 第1章 総則 第7節 林野火災対策 第2 災害応急対策計画 5 避難・誘導 (2) 住民の避難 林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対して避難<u>指示等</u>を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。 第8節 原子力災害対策 第1 総則 2 定義 (1) 「放射性物質」とは、原子力基本法第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等<u>の規制</u>に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。 第3 災害応急対策計画 6 屋内退避、避難誘導等の防護活動 イ 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護	第4節 鉄道災害対策 1 鉄道事故情報等の連絡 (2) 発見又は連絡に基づき、市及び県は直ちに、警戒体制の強化、避難<u>勧告</u>、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講ずる。 第5節 危険物等災害対策 第2 災害応急対策計画 2 災害拡大防止活動 (1) 引火、爆発又はそのおそれがある場合、地域住民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、防災行政無線、広報車等を利用した住民への広報や避難立ち退きの指示<u>又は勧告</u>を行う。 第1章 総則 第7節 林野火災対策 第2 災害応急対策計画 5 避難・誘導 (2) 住民の避難 林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対して避難<u>勧告</u>を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。 第8節 原子力災害対策 第1 総則 2 定義 (1) 「放射性物質」とは、原子力基本法第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。 第3 災害応急対策計画 6 屋内退避、避難誘導等の防護活動 イ 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正に合わせて修正（災害対策基本法の修正） P1358 国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正に合わせて修正（災害対策基本法の修正） P1360 県の地域防災計画の修正に合わせて修正（脱字修正） P1394

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第5編 その他災害対策編）

新	旧	備考欄
し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難指示<u>等</u>の措置を講ずる。 (ウ) 退避・避難のための立ち退きの指示<u>等</u>を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。 第4 災害復旧・復興計画 1 原子力事業者及び原子力事業者から核燃料物質等の運搬を委託された者の対応 運搬中に事故が発生した場合、次の措置を迅速かつ的確に行う。また、事故が発生した場合に備え、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。 (1) 安全規制担当省庁、警察及び消防機関<u>に対する迅速な報告・通報</u> (2) 消火、延焼防止 (3) <u>立入禁止区域の設定</u> (4) <u>避難のための警告</u> (5) <u>汚染の拡大防止及び除去</u> (6) <u>放射線の遮蔽</u> (7) <u>放射線障害を受けたおそれのある者等の救出及び避難支援等の応急措置</u> <u>(8) (削除)</u>	は、住民等に対する屋内退避又は避難<u>の勧告又は</u>指示の措置を講ずる。 (ウ) 退避・避難のための立ち退きの<u>勧告又は</u>指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。 第4 災害復旧・復興計画 1 原子力事業者及び核燃料物質等の運搬を委託された者の対応 運搬中に事故が発生した場合、次の措置を迅速かつ的確に行う。また、事故が発生した場合に備え、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。 (1) 安全規制担当省庁、警察及び消防機関<u>への迅速な通報</u> (2) 消火、延焼防止<u>の措置</u> (3) <u>核燃料物質の安全な場所への移動、その場所の周辺に縄や標識による関係者以外立ち入りを禁止する措置</u> (4) <u>モニタリングの実施</u> (5) <u>運搬に従事する者や付近にいる者の退避</u> (6) <u>核燃料物質による汚染の拡大の防止及び除去</u> (7) <u>放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置</u> (8) <u>その他放射線障害の防止のために必要な措置</u>	国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正に合わせて修正（災害対策基本法の修正） 県の地域防災計画の修正に合わせて修正（文言の修正） P1397